

令和 2 年 12 月 4 日  
第 128 回初中分科会  
参考資料 5 - 2

新しい時代の高等学校教育の在り方  
ワーキンググループ（審議まとめ）  
～多様な生徒が社会とつながり、学ぶ意欲が  
育まれる魅力ある高等学校教育の実現に向けて～

令和 2 年 11 月 13 日  
中央教育審議会初等中等教育分科会  
新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会  
新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ

## 目 次

はじめに .....	2
第1章 高等学校教育を取り巻く現状と課題認識 .....	4
第2章 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて再認識された高等学校の役割・在り方 .....	8
第3章 高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化に向けた方策 .....	11
1. 各学科に共通して取り組むべき方策 .....	11
(1) 現代的な諸課題に対応し、20年後・30年後の社会像を見据えて必要となる資質・能力の育成 .....	11
(2) 地域の実態に応じた多様な高等学校教育の実現 .....	12
(3) スクール・ミッションの再定義（各高等学校の存在意義・社会的役割等の明確化） .....	15
(4) 各高等学校の入口から出口までの教育活動の指針としてのスクール・ポリシーの策定 .....	19
① 総論 .....	19
② 育成を目指す資質・能力に関する方針（仮称）と教育課程の編成及び実施に関する方針（仮称） .....	23
③ 入学者の受入れに関する方針（仮称） .....	28
(5) 地域社会や高等教育機関等の関係機関と連携・協働した学びの実現 ..	30
2. 学科の特質に応じた教育活動の充実強化 .....	32
(1) 普通科改革 .....	33
① 「普通教育を主とする学科」の種類の弾力化・大綱化 .....	34
② 新たな学科において育成を目指す資質・能力と教育活動 .....	38
③ 新たな学科における関係機関との連携・協働 .....	43
(2) 専門学科改革 .....	45
(3) 新しい時代に求められる総合学科の在り方 .....	47
第4章 定時制・通信制課程等における多様な学習ニーズへの対応と質保証 .....	50
1. 定時制・通信制課程等における多様な学習ニーズへの対応 .....	50
2. 高等学校通信教育の質保証方策 .....	53
(1) 教育課程の編成・実施の適正化 .....	54
(2) サテライト施設の教育水準の確保 .....	56
(3) 多様な生徒にきめ細かく対応するための指導体制の充実 .....	57
(4) 主体的な学校運営改善の徹底 .....	57
別紙1 スクール・ミッション及びスクール・ポリシーに基づく教育活動の実施・改善（イメージ） .....	60
別紙2 高等学校におけるスクール・ポリシーの策定手順の例 .....	61

## はじめに

中央教育審議会においては、平成 31 年 4 月に文部科学大臣から「新しい時代の初等中等教育の在り方について」諮問されたことを受けて、新しい時代の高等学校教育の在り方について集中的に調査審議を進めるため、「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を「新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会」（以下「特別部会」という。）の下に設置した。

ワーキンググループにおいては、同年 7 月に第 1 回会議を開催して以降、13 回にわたりて、新しい高等学校学習指導要領はもちろんのこと、「初等中等教育分科会高等学校教育部会審議まとめ～高校教育の質の確保・向上に向けて～」（平成 26 年 6 月中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会）や「技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について」（令和元年 5 月 17 日教育再生実行会議第 11 次提言）等の議論に基礎を置きながら、下記の 3 点を中心に審議を行った。

- 生徒の学習意欲を喚起し能力を最大限伸ばすための普通科改革など学科の在り方
- 地域社会や高等教育機関との協働による教育の在り方
- 時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方

ワーキンググループの審議においては、各教育委員会や高等学校における取組についてヒアリングを行いながら、我が国の高等学校の置かれた現状についての整理や、今後の高等学校教育の方向性についての検討を行い、令和 2 年 7 月 17 日に「新時代に対応した高等学校教育の在り方（これまでの議論を踏まえた論点整理）」を取りまとめ、特別部会に報告を行った。

同論点整理を取りまとめた後も、スクール・ポリシーの策定及び運用の在り方や、普通教育を主とする学科の在り方をはじめ、特色・魅力ある高等学校教育の実現に向けた具体的な議論を深め、本審議まとめを取りまとめるに至った。

本審議まとめは、我が国の高等学校教育の有する意義や役割について改めて整理した上で、「非連続的」とも言えるほどに急激に変化する社会経済の中で、生徒一人一人が自分の価値を認識するとともに、相手の価値を尊重し、多様な人々と協働しながら、豊かな人生を切りひらき、持続可能な社会の創り手となることを後押しするために、「生徒を主語にした」高等学校教育を実現するべく、全ての高等学校における特色・魅力ある教育の実現に向けた方向性を示すものである。

高等学校、特に従来の普通科における教育については、自らの人生や社会の在り方を見据えてどのような力を主体的に育むかということよりも、大学入学者選抜や就職に向けた対策が学習の動機づけとなりがちであることが課題として指摘されている。これからの高等学校には、義務教育において育成された資質・能力を更に発展させながら、全ての高校生が共通して身に付けるべき資質・能力を土台として確実に育成した上で、生

徒の能力・適性、興味・関心等に応じた学びを実現することによって、内発的な学びの動機付けや、自己理解の推進、将来のキャリアを展望する基盤の形成を促すことが期待される。

本審議まとめは、高等学校に関わる関係者がこれからの中等教育を考え、実施・改善していくための一つの指針となるものであり、今後の高等学校教育の実施・改善が行われて初めて、高校生にとって意義あるものとなることを忘れてはならない。今後、高等学校に関わる関係者が、本審議まとめを基にして、それぞれの立場から連携・協働することにより、新たな時代を切りひらく高校生のために特色・魅力ある教育を取り組まれることを期待したい。特に文部科学省においては、各教育委員会、高等学校における取組を支援するべく各般の条件整備に取り組むとともに、本審議まとめにおける提言内容が高等学校の現場においてどのように取り組まれているのかを丁寧に把握し、その進捗を踏まえて不断の改善に努めることを求めたい。

なお、高等学校の特色化・魅力化を推進するためには、高等学校や設置者のみならず、高等学校が所在する市町村や義務教育、大学教育の関係者、高校生の保護者等においても、本審議まとめで示された理念や取組について共通認識を持って取り組むことを期待したい。また、高等学校教育の振興は本審議まとめで提言する取組のみで実現されるものではなく、子供の貧困対策などの関係施策も含めて着実に推進されることを期待したい。

また、令和4年度から年次進行で新しい高等学校学習指導要領が実施されることとなっている。各高等学校においては、これまでも、それぞれ特色を生かして創意工夫を凝らした教育活動を行ってきたところであり、新学習指導要領の実施を控える現在においては、こうした教育活動と並行して令和4年度以降の教育課程について検討が進められており、高等学校の教職員にとって、新学習指導要領の円滑な実施は最重要課題の一つとなっている。

本審議まとめにおいては、スクール・ミッションの再定義やスクール・ポリシーの策定、新しい学科の設置など、新たな提言が含まれているが、これらは全て新学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」の実現、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、「カリキュラム・マネジメント」の実現、「総合的な探究の時間」や「理数探究」等の新たな科目等の実施といった方向性について、高等学校教育の現場において着実かつ強力に推進しようとするものであり、新学習指導要領の実施とあいまって、全ての高校生の学びを支え、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標に向かうものである。

## **第1章 高等学校教育を取り巻く現状と課題認識**

○ 高等学校は、義務教育機関ではないものの、既に進学率が約 99%に達し<sup>1</sup>、今日では中学校を卒業したほぼ全ての生徒が進学する教育機関となっている。それゆえ、高等学校には多様な入学動機や進路希望、学習経験など様々な背景を持つ生徒が在籍しているという現状を踏まえて教育活動を展開することが極めて重要である。このため、全ての高校生が社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けられるよう「共通性の確保」を図りつつ、生徒一人一人の特性等に応じた多様な可能性を伸ばすための「多様性への対応」を併せて進めることによって、高等学校教育の質の確保・向上を目指すことが求められる。

特に、様々な特性等を持つ生徒の学習意欲を喚起する観点からは、全ての生徒の可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを実現するために、これからの中等教育の在り方、各高等学校に求められる役割を様々な観点から検討する必要がある。

○ 教育基本法や学校教育法に立ち返ると、高等学校は、各児童生徒の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的とする義務教育<sup>2</sup>の基礎の上に立ち、生徒の心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とするものであるとされている<sup>3</sup>。

このため、「心身の発達及び進路に応じ」た教育を施すこととする高等学校教育は、元来、個別最適な学びを支援するものと言え、高等学校が置かれている現状を踏まえて、更にその機能を強化していくことが求められる。

○ 高校生の現状の一つとして、その学習意欲に目を向けると、全体的な傾向として、学校生活への満足度や学習意欲は中学校段階に比べて低下している<sup>4</sup>。高等学校にお

---

<sup>1</sup> 平成 31 年 3 月に中学校を卒業した者のうち高等学校等（中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校高等部を含む。）に進学した者の割合は 98.8%（文部科学省「令和元年度学校基本調査」）。

<sup>2</sup> 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 5 条第 2 項

<sup>3</sup> 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 50 条

<sup>4</sup> 文部科学省・厚生労働省「21 世紀出生児縦断調査（平成 13 年出生児）」によると、「楽しいと思える授業がたくさんある」に「とてもそう思う」「まあそう思う」と回答した割合が、第 13 回調査（中学校 1 年生時点）では 74.9% であったのに対し、第 17 回調査（高等学校 2 年生時点）では 56.4% まで低下している。また、独立行政法人国立青少年教育振興機構「高校生の勉強と生活に関する意識調査報告書—日本・米国・中国・韓国の比較—」（平成 29 年 3 月）によると、我が国の普通科の高校生の特徴として、勉強の仕方が「試験の前にまとめて勉強する」生徒が多い一方で、「自分で整理しながら勉強する」「参考書をたくさん読む」「勉強したものを実際に応用してみる」「教わったことをほかの方法でもやってみる」生徒が少なく、また、授業中の居眠りも他国と比べて多い傾向があると指摘されている。

いては、初等中等教育段階最後の教育機関として、生徒一人一人の特性等に応じた多様な可能性及び能力を最大限に伸長しながら、高等教育機関や実社会との接続機能を果たすことが求められている。このため、高等学校における教育活動を、高校生を中心に据えることを改めて確認し、その学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するためのものへと転換することが急務である。すなわち、これからの中等学校には、それぞれの高等学校において特色・魅力ある教育を行い、生徒一人一人が主体的に学びに取り組むことを支援していくことが求められる。

高等学校進学率が約 99%に達している現在、必ずしも全ての高校生が、それぞれの高等学校における授業内容に着目して進学先を選択しているわけではなく<sup>5</sup>、学習意欲が余り高くなき生徒も入学していると考えられるが、そうした生徒も含めて高等学校に受け入れた上で、個別最適な学びと協働的な学びを実現することにより高等学校卒業時点で必要な資質・能力を身に付けさせることが今日の高等学校の役割として期待されている。

#### (社会の劇的な変化)

- 産業構造や社会システムが「非連続的」とも言えるほどに急激に変化している現代においては、実社会において求められる能力も刻々と変わり続けることから、特定の分野に関する知識及び技能だけではなく、多分野に関する理解や、新たなことを学び、挑戦する意欲を小学校・中学校も含めた初等中等教育全体の中で育むことが不可欠である。このことが、予測困難な時代、そして「人生 100 年」と言われる時代において、よりよい社会と幸福な人生の創り手を育てることにつながる。

特に普通科においては、多くの生徒がいわゆる文系・理系に分かれ<sup>6</sup>、2 年次以降、特定の教科について十分に学習しない傾向があるとの指摘があるが、専門学科及び総合学科も含め、大学への入学や就職等の高等学校の出口のみを目標とした学習ではなく、卒業後の大学等において学びを深めたり、実社会で様々な課題に接したりする際に必要となる力を身に付けるための学習が高等学校教育の全体を通じて行われなければならない。

- 変化の激しい社会にあっては、高等学校を卒業した後にも様々な判断を求められる

---

<sup>5</sup> 16 歳（高等学校 1 年生等）を対象とした文部科学省「第 16 回 21 世紀出生児縦断調査（平成 13 年出生児）」によると、通っている学校を選択した理由のうち特に強い理由は「自宅から近いから・通いやすいから」（15.6%）、「学校の雰囲気がよかつたから」（12.8%）、「合格できそうだったから」（12.3%）の順に多い。

<sup>6</sup> 国立教育政策研究所「中学校・高等学校における理系進路選択に関する研究 最終報告書」（平成 25 年 3 月）では、高等学校の 3 校に 2 校が文系・理系のコース分けを実施しているとの結果が示されている。なお、過去の経緯などを踏まえると、文系・理系という区別は必ずしも所与のものではなく、その当時の社会的背景等を踏まえたものであると考えられる。

機会に直面することとなるため、高校生の段階で、自らの将来を真剣に考え、それに必要な情報を取捨選択・集積・分析し、熟慮の上に責任を持った判断をする過程を経験することが重要である。

また、既に選挙権年齢が 18 歳と規定されており、令和 4 年 4 月からは民法が定める成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げる<sup>7</sup>など、生徒が高等学校在学中に一人の「大人」として振る舞えるようになることが期待されている。このことも踏まえ、高等学校教育全体を通じて、生徒が自己理解を深めるとともに、自己と社会との関わりについて深く考えることを通じて、キャリア発達を促し、人間らしく豊かに生きていくために必要な力を身に付け、また、国家及び社会の形成者として必要な資質・能力が育まれるよう生徒の学びを構成していくことが求められる<sup>8</sup>。

#### (高校生の多様化)

- 高等学校にも通級による指導を受けるなど、発達障害のある生徒を含めて、特別な支援を必要とする生徒が一定数在籍している。障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、特別支援学校等とも連携し、障害のある生徒とない生徒が同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の学習ニーズのある生徒に対して、自立と社会参加に向けた生徒の学習ニーズに的確に応えることのできる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である<sup>9</sup>。

こうした現状等を踏まえ、高等学校においては、特別支援教育に関わる教員の資質向上を図るとともに、義務教育段階で作成されている個別の教育支援計画について適切に引き継ぎ、障害のある生徒に対する切れ目のない支援を行っていくことが重要である<sup>10</sup>。

---

<sup>7</sup> 民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号）が令和 4 年 4 月 1 日に施行される。

<sup>8</sup> 公益財団法人日本財団「18 歳意識調査 第 20 回『社会や国に対する意識調査』」（令和元年 11 月 30 日）によると、インド、インドネシア、韓国、ベトナム、中国、イギリス、アメリカ、ドイツ、日本の 17 歳～19 歳を対象とした意識調査の結果、我が国の若者は、「自分を大人だと思う」（29.1%）、「自分は責任がある社会の一員だと思う」（44.8%）、「自分で国や社会を変えられると思う」（18.3%）、「自分の国に解決したい社会課題がある」（46.4%）、「社会課題について、家族や友人など周りの人と積極的に議論している」（27.2%）といった項目に対して肯定する回答率が最も低い。

<sup>9</sup> 「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 これまでの議論の整理」（令和 2 年 7 月新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議）においては、「特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。」とした上で、障害のある生徒にとっての高等学校における学びの場の充実について検討している。

<sup>10</sup> 文部科学省においては「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成 30 年 8 月 27 日付け 30 文科初第 756 号）等において、障害のある児童生徒の個別の教育支援計画の作成及び進学先等への引継ぎについて示している。

○ また、外国籍の生徒に加え、日本国籍ではあるが日本語指導を必要とする生徒も増加しており<sup>11</sup>、日本語指導が必要な高校生が自己肯定感を高め、将来のキャリアや職業、生活などに夢や希望を持って学習を続けられるようにするためには、大学等への進学や就職等の進路選択を支援することが重要である<sup>12</sup>。

#### (少子化の影響)

○ 加えて、これからの中学校の在り方を検討する上では、我が国の人口動態も踏まえる必要がある。既に、少子化の進行によって中学校としての教育的機能の維持が困難となっている地域・学校も生じている。人口動態統計調査<sup>13</sup>によると、令和元年の出生数は 86.5 万人と、統計調査開始以来初めて 90 万人を下回っており、今後 20 年・30 年の間に一層の少子化が進行することが想定される<sup>14</sup>。

これまで地域社会と連携・協働して中学校の特色化・魅力化に取り組んでいる地域・学校もあるが、現下の少子化の進行状況を踏まえれば、他の地域・学校においても、従来の取組を漫然と続いているだけでは中学校教育の質の維持・向上はできないという危機感を持って、中学校の特色化・魅力化に取り組む必要がある。

---

<sup>11</sup> 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」によると、中学校における日本語指導が必要な外国籍及び日本国籍の生徒数は、平成 20 年度において 1,562 人、平成 30 年度において 4,172 人となっている。

<sup>12</sup> 「外国人児童生徒等の教育の充実について（報告）」（令和 2 年 3 月外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議）においては、中学校における外国人生徒等への支援に関して、現状と課題や速やかに実施すべき施策等を示している。

<sup>13</sup> 厚生労働省「令和元年人口動態統計月報年計（概数）」

<sup>14</sup> 「2040 年頃から逆算し顕在化する地方行政の諸課題とその対応方策についての中間報告」（令和元年 7 月 31 日地方制度調査会）においては、「年少人口（0～14 歳）は、1980 年代から減少し続け 2040 年代には半数以下となる。」とされている。

## **第2章 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて再認識された高等学校の役割・在り方**

○ 上述のような産業構造や社会システムの激変、少子化の進行や高校生の多様な実態等を踏まえ、これからの中等教育のあるべき姿について審議していた最中、世界は新型コロナウイルス感染症の感染拡大という危機的事態に直面した。わずか数か月のうちに我が国を含めた世界各国で新型コロナウイルスの感染者が報告され、多くの諸外国において感染が爆発的に拡大する状況が発生し、今もなお、世界各国は深刻な危機に直面している。我が国においても、全国的に感染拡大の傾向が見られること等を踏まえ、水際対策の強化が図られるとともに、令和2年4月16日には全都道府県を対象とした「緊急事態宣言」が行われ、不要不急の外出自粛等を通じた人の移動を最小化するなどの取組が行われたところである。

これらの事態は、我が国や世界を支えてきたグローバル化を前提とする社会経済システムを根底から揺るがすものであり、また、一人一人の生活のスタイルや就労のスタイル、社会とのつながりの有り様など、個人レベルの様々な場面においても、変容が迫られる状況となっている。

○ 我が国の学校教育においては3月以降、感染拡大防止のために学校の臨時休業措置が取られ、地域によっては約3か月もの長期にわたって生徒が学校に通えない状況を余儀なくされた<sup>15</sup>。高等学校においては従前より、教室における授業はもとより、地域社会を題材としたフィールドワークや、海外研修等を通じたグローバル人材の育成、実習や実験、実技など、様々な教育活動が展開されてきたところであるが、今般の事態は、こういった高等学校における教育活動全般に影響を及ぼしている状況である。

こうした事態を経験した我々は、高等学校が学習機会と学力を保障するという役割のみならず、生徒にとって安全・安心な居場所を提供するという福祉的機能や、教室内外の活動において他の生徒と学び合い、多様な考え方につれ、切磋琢磨することで社会性・人間性を育むといった社会的機能をも有しているといった、これまで当たり前のように存在していた高等学校の持つ役割・在り方を再認識することとなった。

○ また、情報技術の進展による社会の変化を背景として、ICTを最大限活用することにより、こういった未曾有の事態により生徒が学校に登校できないという特殊な状況下においても、生徒や保護者の不安に正面から向き合い、安全・安心を確保しつつ、生徒の学びを保障する必要性が身に迫ったものとしてより一層実感されることとなつた。

生徒が学校に通えない状況下においても学習の歩みを止めることのないよう、各高

---

<sup>15</sup> 令和2年5月11日時点において臨時休業を実施していた高等学校は全体の89%（文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策のための学校における臨時休業の実施状況について」）。

等学校において、オンライン会議システム等を駆使した取組が進められたものの、前例のない事態を前にして、全ての高等学校において十分な取組が行われたとは言えない状況もある<sup>16</sup>。家庭のICT環境が整っていない場合には教育格差の拡大につながりかねず、再度感染が拡大する可能性にも備えて、生徒の学びを十分に保障するためにICT端末や通信環境等の環境整備が早急に行われなければならない。

- 今般の臨時休業措置のような特殊な状況下において、オンラインで教師と生徒とがつながったり、家庭でタブレットを用いた自学自習をしたりといった学習方法が注目されている一方で、教師から生徒への対面指導、生徒同士の関わり合い等を通じて行われるという学校教育の特質が失われるものではない。また、ICT等を活用して家庭学習を課す場合も、教師による学習指導や学習状況の把握を適切に行い、生徒の学習を支援することが重要である<sup>17</sup>。
- 重要なことは、遠隔・オンラインか対面・オフラインかという二元論に陥ることなく、高等学校が持つ役割を最大限に果たすために、教室における対面指導が効果的なもの、地域社会における学びが効果的なもの、オンラインでの学習が効果的なもの等を見極め、その最適な組合せによって、全ての生徒の可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを支援する方策を探ることである<sup>18</sup>。

今般の臨時休業期間中のICT等を活用した学習支援の効果の分析・検証も参考にしながら、高等学校教育におけるICT等の活用を進めていく必要がある。その際、どのような授業形態においても、主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善が図られなければならないことは言うまでもない。

- 今が正に「予測困難な時代」である。新型コロナウイルス感染症の状況は刻一刻と変わり、その感染拡大を防ぎながら学校教育活動を確実に進めていくために学校はどうあるべきかという問い合わせに答えられる唯一解は存在しない。そこでは、目の前の事象から解決すべき課題を見いだし、主体的に考え、また、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を導いていくことが求められる。こうした予測困難な時代において、人

---

<sup>16</sup> 文部科学省「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公立学校における学習指導等に関する状況について（令和2年6月23日時点）」参照。

<sup>17</sup> ワーキンググループの議論においては、臨時休業期間中における学習支援に関して、学級規模の小さな学校において速やかな対応が図られたとの意見や、オンラインによる学習支援に当たっては学級規模についても考慮する必要があるとの意見も示された。なお、高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）第7条においては、同時に授業を受ける1学級の生徒数は40人以下とすることが定められている。

<sup>18</sup> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、ICTを活用した学習保障や個別最適な学びが注目されているが、ICTを活用することによって国外も含めて遠距離にいる専門家等と連携した学習を、時間やコストを節約しつつ取り入れることが可能となることから、社会とつながる協働的な学びを推進する観点からもICT活用について検討していく必要がある。

間らしく豊かに生きていくために必要な力<sup>19</sup>を、高等学校における様々な教育活動を通じて全ての生徒が身に付けることこそ、今日の高等学校における教育の本質であると言えよう。

---

<sup>19</sup> OECD は「幸福で充実した人生を送るために必要な、心理的、認知的、社会的、身体的な働きと潜在能力」を well-being と定義している（国立教育政策研究所「PISA2015 年調査国際結果報告書 生徒の well-being」（平成 29 年 4 月））。また、OECD 「Learning Framework 2030」においては、well-being は「所得や財産、職業、給料、住宅などの物質的な資源へのアクセス以上のものを含む概念であり、健康や市民としての社会参画、社会的関係、教育、安全、生活への満足度、環境などの、生活の質（QOL）にも関わるものである。」と述べられている。

### **第3章 高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するため の各高等学校の特色化・魅力化に向けた方策**

#### **1. 各学科に共通して取り組むべき方策**

##### **(1) 現代的な諸課題に対応し、20年後・30年後の社会像を見据えて必要となる資質・能力の育成**

- 21世紀社会は知識基盤社会であり、新しい知識・情報・技術が、社会のあらゆる領域における活動の基盤として飛躍的に重要性を増している。また、次の大きな変革として人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術があらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが劇的に変わる Society5.0 が到来しつつある。さらには、ライフコースや価値観の変化・多様化により、組織や場所にとらわれない多様で柔軟な働き方・生き方を選択できる社会の実現も期待されている。一方で、人口減少の加速化や高齢化の進行により、特に地方においては、地域社会の担い手の減少とともに、消費市場の縮小による地方経済の縮小など、様々な社会的・経済的な課題が生じており、地域社会の持続可能性が危惧されている状況もある。
- こうした現代社会の特徴を前提とするならば、様々な変化を前向きかつ柔軟に受け止め、人間ならではの感性を豊かに働かせて場面や状況を理解し、課題や目的を自ら設定しながら、膨大な情報の中から適切なものを主体的に取捨選択し、習得した知識を相互に関連付け、多様な他者と協働して新たな価値を生み出していくことが求められる。このため、高等学校教育を通じて、現代的な諸課題に対応するために必要な資質・能力の育成に向けた学びが行われる必要がある。
- また、教育には個々の学習者の多様な個性・能力の最大限の伸長、自己実現を目的とする重要な役割とともに、平和で民主的な国家及び社会を作り上げていく主体として、社会との関係の中で生きる存在として、適切な判断・意思決定、政治参加や社会参画といった行動を取りうる者を育成するという役割も存在する。OECD Learning Framework 2030 を引用するならば、「私たちには、全ての学習者が、一人の人間として全人的に成長し、その潜在能力を引き出し、個人、コミュニティ、そして地球のウェルビーイングの上に築かれる、私たちの未来の形成に携わっていくことができるよう<sup>けんいん</sup>に支えていく責務がある」のである。
- このような現代的な諸課題に対応するために必要な資質・能力を育み、将来の社会を牽引する人材を育成するためには、いわゆる文系・理系に分かれ、特定の科目について十分に学習しない傾向にある実態を改める必要がある。また、一つの高等学校で提供できる教育だけではなく、国内外の大学、企業、地元自治体等の協力も得ながら高度かつ多様な学びを実現することが、国際社会や我が国社会において表出する課題への対応にとって重要となり、各高等学校の自律性を前提としつ

つも、一つの高等学校の中だけで全ての教育活動を完結させるという「自前主義」<sup>20</sup>から脱却し、学校内外の教育資源を最大限活用した特色・魅力ある教育を行うことが求められる。特に、現下の技術革新の進展や少子化の進行、地域社会の状況等を踏まえると、これからの中等教育においては、地元の自治体や産業界、社会教育機関、地域のNPO法人などの多様な主体との連携・協働体制を構築するとともに、他の高等学校や高等教育機関等の関係機関との連携・協働を図ることで、各高等学校を取り巻く課題や状況に対応し、20年後・30年後の社会像を見据えた特色・魅力ある教育を行うことが求められている。

また、上記の関係機関との連携・協働に加えて、複数の高等学校が連携・協働して高度かつ多様な学習プログラムを開発・共有し、全国の高校生がこうした学習プログラムに参加することを可能とする取組を進めることが必要である。

## (2) 地域の実態に応じた多様な高等学校教育の実現

- 上述のような現下の技術革新の進展や少子化の進行、地域社会の状況等を踏まえ、また、20年後・30年後の社会像を見据えて、我が国の高等学校全体としてどのような役割が求められるのか、将来社会と高等学校との関係性について検討することが重要である。

我が国の高等学校が社会から求められる役割を果たすためには、国全体及び各地域において、高等学校卒業時点でどのような資質・能力を有する人材が求められており、そうした人材を育成する高等学校がどの程度の数存在する必要があるかを踏まえなければならない。こうした検討の中で、約7割の生徒が普通科に在籍するという現状をただ認めるのではなく、普通科、専門学科及び総合学科それぞれの将来像についても検討していくことが必要である。

---

<sup>20</sup> 高等学校教育以外の分野に関する限り、過去の中央教育審議会において「自前主義」からの脱却について議論されている。例えば、「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」（平成25年1月中央教育審議会生涯学習分科会）においては、社会教育行政は「社会のあらゆる場において地域住民同士が学びあい、教えあう相互学習等が活発に行われるよう環境を醸成する役割を一層果たしていくことが求められる。このため、社会教育行政は、今こそ、従来の『自前主義』から脱却し、小中学校等への支援や社会教育施設間の連携の強化のみならず、首長部局や大学等・民間団体・企業等とも自ら積極的に効果的な連携を仕掛け、地域住民も一体となって協働して取組を進めていく」ことが強く求められると提言され、また、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（平成30年11月26日中央教育審議会答申）においては、「個々人がその可能性を最大限に活かし、AI時代やグローバル時代を生きていく能力を獲得するためには、画一的な、教育を提供する側が考える教育から脱却し、高等教育は『多様な価値観を持つ多様な人材が集まるにより新たな価値が創造される場』＝『多様な価値観が集まるキャンパス』になることが必要」であり、「従来の大学や学部・学科における教員の『学内出身者を中心とした教育研究体制（自前主義）』から脱却」することが必要であると提言されている。

- とりわけ、これから我が国においては、人口構造、インフラ・空間、技術・社会等、あらゆる領域において様々な変化や課題が生じることが見込まれているが、これらの変化や課題は、地域ごとに異なる形で表出することが想定され、各地域の課題や状況を踏まえた人材育成の在り方がこれまで以上に求められると考えられる。このため、域内の高等学校の在り方について検討する上では、当該地域の人口動態や、経済・産業構造、文化的・地理的要因等の実態を捉えることが必要である。

例えば、三大都市圏や地方の中心都市などある程度の人口が集積している地域においては、生徒が通学可能な範囲に多数の高等学校があることから、各生徒が学びたいことを学ぶことのできる環境を整備するため、特色・魅力ある様々な普通科、専門学科及び総合学科がバランス良く配置されることにより、域内の高等学校全体として生徒の多様な学習ニーズに対応した特色・魅力ある教育を行うことが求められる。

#### (中山間地域や離島等に立地する高等学校における多様な教育資源の活用)

- 一方、中山間地域や離島等に立地する高等学校は、生徒が自宅から通学可能な唯一の高等学校となっている場合があり、域内の多様な生徒を受け入れ、大学進学から就職までの多様な進路希望に応じた教育・支援を行うという役割が期待される<sup>21</sup>。しかし、中山間地域や離島等では少子化の進行に伴って高等学校の学級数や生徒数が少なくなっていることがあり、こうした小規模高等学校では教育資源に限りがあり、進路希望に応じた科目開設や習熟度別指導の実施など生徒の多様なニーズの全てに対応した指導体制を単独で確保することは現状困難であり、その充実が求められている。

- このため、こうした小規模高等学校においては、関係機関と連携・協働した特色・魅力ある教育により一層取り組むことが必要である。具体的には、地域社会との連携・協働によって当該地域ならではの学びを実現するとともに、ICTも活用して複数の高等学校が教育課程の共通化・相互互換を図ることでそれが強みを有する科目を選択的に履修することを可能とするなど、様々な教育資源を活用することによって、小規模高等学校単独ではなし得ない特色・魅力ある教育を取り組むことが求められる。

こうした学校間ネットワークを構築し、複数の高等学校をいわば一つの大きな学校として捉える試みについて、その教育的効果や解決すべき課題、行政に求められる役割等について研究開発を進め、地理的な制約を超えて多様かつ質の高い学びを実現するための措置を講じることが必要である<sup>22</sup>。

---

<sup>21</sup> 全国の市町村のうち、公立高等学校の立地が0ないし1である市町村は1,088団体(62.5%)である（文部科学省「令和元年度学校基本調査」）。こうした市町村においては、生徒が自宅から通学可能な高等学校が限られた可能性がある。

<sup>22</sup> 「高等学校における遠隔教育の在り方について（報告）」（平成26年12月8日高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議）において、「遠隔教育を導入することで、場所を問わず、離島や過疎地等における高等学校においても、各教科・科目等の専門的な

- 上記の学校間ネットワークを構築するに当たっては、生徒の興味・関心等に応じて多様な教科・科目の選択を可能とする観点から、小規模高等学校に加えて、地方都市の中・大規模高等学校も参画することが考えられる。

また、高等学校における遠隔教育では、授業を配信する高等学校と受信する高等学校が一対一の関係で行うもののはか、授業を受ける生徒の人数に留意しつつ、授業を配信するセンター的機能を担う高等学校や施設（教育センター）から複数校に授業を配信する実践事例も生まれてきているところである<sup>23</sup>。

- こうした学校間ネットワークを有効に機能させるためには、ネットワークを構成する個々の高等学校のみの教育水準の維持・向上の実現を目的とするのではなく、ネットワークに参画する高等学校全体としての教育水準の維持・向上の実現を目的とするものでなければならず、高等学校の設置者であって、域内全体を調整し、各学校の特色を把握できる立場にある都道府県教育委員会等が中心となって調整を行うことが求められる。その際、地元自治体や関係機関との連携・協働が必要に応じて行われることが望ましい。

また、設置者の異なる高等学校がネットワークを構成することも考えられ、その場合には意思決定・調整プロセスがより複雑になる可能性があり、学校間ネットワークに関する運営委員会や協議会などを設置することも考えられる。

- また、市町村に立地する唯一の高等学校においては、域内の小中学生の多くが当該高等学校に進学することが想定されることから、域内の小中学校と連携した教育活動を推進することも考えられる。

- なお、複数の高等学校がそれぞれの強みを生かした教育活動を協働的に行うことの必要性は、特に中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校において身に迫ったものとして存在しているが、こうした取組の有用性は都市部に立地する高等学校においても認められるものである。

#### (高等学校の有する持続的な地方創生の核としての機能)

- 20年後・30年後の社会像・地域像を見据えた高等学校教育の在り方を検討するに当たっては、「第2章 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて再認識された高

---

知識を有する教員による多様かつ高度な教育を受けることが可能となる。」と提言されている。また、「2040年頃から逆算し顕在化する地方行政の諸課題とその対応方策についての中間報告」（令和元年7月31日地方制度調査会）においても、「ICTを活用しながら、きめ細やかで時間と場所に制約されない学習環境を提供することが、地域において魅力ある学校づくりを行う上で重要である。」と提言されている。

<sup>23</sup> ワーキンググループ（第8回）資料1－2において、北海道教育委員会や高知県教育委員会において、高等学校や教育センター内に遠隔授業配信センターを設置し、幅広い教科・科目の受講機会を提供するための取組が紹介されている。

等学校の役割・在り方」で述べたとおり、高等学校が学習機会と学力を保障するという役割のみならず、生徒の心身の健康や安全・安心を確保するという側面や、生徒の社会性・人間性を育むといった側面を併せ持つ機関であることを前提に考えることが必要である。

特に公立高等学校の配置を含めた在り方については、設置者である地方公共団体において適切に判断されるものであり、また、都道府県は域内における高等学校教育の普及及び機会均等を図るために公立高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならないとされている<sup>24</sup>。

- 各設置者においては、高等学校が持続的な地方創生の核としての機能も有するとの意識を持つつ、地元自治体をはじめとする地域社会の関係機関との丁寧な意見交換を通じて地域における高等学校教育の在り方に関する検討を行い、教育水準の維持と更なる向上に向けて高等学校への伴走支援に取り組むことが必要である<sup>25</sup>。その際、学校運営協議会等の場において、高等学校だけではなく地域社会の参画・協力を得て協議を行うことが重要である。また、総合教育会議の議題として、首長部局とも連携した地方公共団体の総合的な方針とすることも有効である。

加えて、地元自治体においても、市町村の教育振興基本計画や市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略<sup>26</sup>等において地元の公立高等学校に関する記述を盛り込むなど「地元の学校」として位置付けた上で、特色化・魅力化の実現に向けた支援・協力をしていくことが望まれる。

### (3) スクール・ミッションの再定義（各高等学校の存在意義・社会的役割等の明確化）

- 「第1章 高等学校教育を取り巻く現状と課題認識」及び「第2章 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて再認識された高等学校の役割・在り方」で述べたとおり、全ての生徒の可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現が求められる<sup>27</sup>。

---

<sup>24</sup> 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）第4条

<sup>25</sup> 高等学校においては、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、生徒が集団の中で多様な考えに触れ、切磋琢磨することを通じて資質・能力を育むことが求められることから、一定規模の生徒集団が確保されていることが望ましい。一方、地理的な要因や、学校が地域コミュニティの存続に決定的な役割を果たしている等の様々な地域事情に応じ、きめ細かな指導が可能であるなどの小規模であることのメリットを最大化し、デメリットを最小化する方策を計画的に講じることで小規模校のまま存続させることも考えられる。

<sup>26</sup> まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条

<sup>27</sup> 『令和の日本型教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別

高等学校においては、個別最適な学びについて、個々の生徒の特性や学習進度、学習到達度等に応じた指導方法、学習時間等の柔軟な提供・設定を行うとともに、生徒が自ら学習を調整しながら取り組む態度を育成する「指導の個別化」という側面のみならず、生徒の興味・関心等に応じ、その生徒ならではの課題の設定等の探究のプロセスに取り組むこと等、主体的に学習を最適化することを教師が促す「学習の個性化」の側面も重要である。

また、学校ならではの協働的な学び合いや、地域の方々をはじめ多様な他者と協働して主体的に実社会に関わる課題を解決しようとする探究的な学び、様々な体験活動などを通じ、持続可能な社会の創り手として必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」に取り組むことも重要である。

- こうした高等学校に求められる学びの姿や、将来の社会像・地域像を見据えて各高等学校の在り方を検討するときには、社会や地域の実情や在籍する生徒の姿を踏まえながら、各高等学校が育成を目指す資質・能力を明確に設定することが重要である。しかし、現在各高等学校に掲げられている学校教育目標等は、ともすれば抽象的で特徴が分かりにくい、教職員の間でも強く意識されていない、校内外への共有・浸透が十分ではないといった指摘もある。
- 各高等学校が育成を目指す資質・能力を明確にする前提として、各高等学校の設置者が、各学校やその立地する自治体等の関係者と連携しつつ、在籍する生徒の状況や意向、期待に加え、各学校の歴史や伝統、現在の社会や地域の実情を踏まえて、また、20年後・30年後の社会像・地域像を見据えて、各高等学校の存在意義や各高等学校に期待されている社会的役割、目指すべき高等学校像をスクール・ミッションとして再定義することが必要である<sup>28</sup>。

---

最適な学びと、協働的な学びの実現～（中間まとめ）（令和2年10月7日中央教育審議会初等中等教育分科会）において、個別最適な学びと協働的な学びについて詳述されている。なお、個別最適な学びと協働的な学びの概念整理については、同中間まとめ以降も引き続き検討が行われている。

<sup>28</sup> スクール・ミッションに類似するものとして、学校における教育上の理念・目標を成文化した「校訓」がある。「校訓を活かした学校づくりの在り方について（報告書）」（平成21年8月校訓等を活かした学校づくり推進会議）においては、「校訓のうちで最も典型的なのは学校創設時に創設者や校長等によって定められるものであり、長い歴史と伝統を持つ学校に多く見られる。校長自身の持つ信念を言葉にしている場合の他、その地域が輩出した偉人の言葉を借りる場合もある。また、誰が定めた校訓であるかはつきりしないが、長い歴史を経る間に学校が受け継いできた伝統が自然発的に校訓となり、定着しているケースもある。」「学校教育目標と校訓との関係性を明確にし、体系的に目標を整理することで、学校教育活動の核として、校訓を『教育目標の後ろ盾』としている場合もあり、学校づくりの在り方として、一つの重要な方向性を示すものとして期待される。」とされている。スクール・ミッションは設置者がより実務的な観点から定める点において、校訓とはその位置付けを異にすると考えられる。

○ 高等学校に関わる関係者としては第一に在籍する生徒がおり、ほかにも教職員、生徒の保護者、将来当該高等学校に進学する可能性のある中学生、卒業生を含む地域住民、地元の自治体や産業界等様々な関係者が存在する。スクール・ミッションの内容は、生徒及び学校外の関係者に対して分かりやすく高等学校の役割や理念を示すとともに、学校内の教職員にとっても様々な教育活動を実施する上でその基礎をなす理念として共有されるものであるという観点から検討される必要がある。

各高等学校のスクール・ミッションを再定義して学校内外に発信していくことは、中学校における進路指導の充実や中学生の自律的・主体的な学校選択、高校生の自律的・主体的な科目選択等にも資するものとして期待される。

○ また、高等学校によっては、単一の役割だけではなく、複数の役割が期待される学校もある。特に、「第3章1.（2）地域の実態に応じた多様な高等学校教育の実現」で述べた中山間地域や離島等に立地する高等学校においては、地域に唯一の高等学校として、域内の中学生の多様な学習ニーズを全面的に受け止め、生徒のニーズに応じた多くの役割を担う必要があるものもある。

○ 各都道府県教育委員会等においては、教育振興基本計画のほかに、設置する高等学校の改革や振興に関する各種の計画を定めていることが一般的であり、スクール・ミッションの再定義は、こうした計画の策定・見直しを通じて行っていくことが望まれる。また、こうした計画の対象期間や始期・終期については、各都道府県等によって様々であるため、スクール・ミッションの再定義は、各地域の実情に応じて、適切な時機を捉えて行われることが望まれる。

また、スクール・ミッションを再定義した結果として、必要に応じて学科の新設・再編を進めることも考えられる。

○ スクール・ミッションの策定単位については、複数の学科や課程を有する高等学校もあるが、スクール・ミッションが高等学校の存在意義や期待される社会的役割等を表すものであることに鑑み、当該高等学校全体を策定単位とすることを基本としつつ、各高等学校の実情が様々であることから、当該高等学校の一体的な運営に配慮しながら各学科・課程を策定単位にすることも含めて設置者が適切に判断すべきものである。

○ スクール・ミッションは将来の社会像・地域像を見据えて定義するものであることから、校長の異動とともに変更されるといった類いのものではなく、スクール・ミッションの期間は一定の中長期の年限とすることを基本とし、例えば地方公共団体の定める教育振興基本計画や高等学校改革計画等との関係にも留意しつつ、設置者において適切な期間を設定することが適當である。

また、地域・学校によっては公立高等学校の校長の在職年数が短く<sup>29</sup>、リーダーシ

---

<sup>29</sup> 文部科学省「平成23年度公立学校教職員の人事行政状況調査」によると、高等学校長

ップを発揮した取組を行いにくいとの指摘もある。公立学校における教員人事の流動性の意義を十分に踏まえつつ、スクール・ミッションに基づく教育活動の継続性を担保する観点から、校長の在職年数を一定程度確保する工夫も考えられる。また、必要に応じて校長の人事異動に係る意図や狙いを公表することも考えられる。こうした取組を通じ、校長が適切にリーダーシップを発揮できる環境を整備することが望まれる。

- 公立高等学校については、「第3章1.(2) 地域の実態に応じた多様な高等学校教育の実現」で述べたとおり、地元自治体をはじめとする地域社会の関係機関との丁寧な意見交換を通じて地域における高等学校教育の在り方に関する検討を行うことが必要である。これにより、「自分たちの高等学校」であるという当事者意識が関係者の中で醸成され、高等学校と関係機関と連携・協働した取組が一層進むことが期待される。

その際、設置者は、学校運営協議会の設置が努力義務化<sup>30</sup>されていることも踏まえ、学校運営協議会を設置している高等学校においては、学校運営協議会の場を活用して地域社会の参画・協力を得て、協議を行うことが重要である。

- なお、特に公立高等学校のスクール・ミッションを再定義する際は、大学受験のみを意識したものや、学校間の学力差を固定化・強化する方向で行うべきではないことに留意が必要である。例えば、特定の大学の入試合格を掲げることや、難関大学進学を目指す進学重点校、中堅校、進路多様校といったような、いわゆる偏差値的な学力によって高等学校をグルーピングするかのようなスクール・ミッションを再定義する趣旨ではないことは論をまたず、あらゆる高等学校において、高等学校卒業後の進路や将来像を見据えつつ、在籍する生徒の状況や学校の歴史や伝統、社会や地域の実情等を踏まえ、各高等学校が社会から期待されている様々な役割を、改めて高等学校の関係者が理解するためのものであることに留意が必要である。

- 我が国の高等学校の約3割を占める私立高等学校は、グローバルな知識基盤・学習社会の中で、多様化する生徒の学習ニーズにも対応しつつ、それぞれの高等学校が建学の精神に基づく個性豊かな教育活動を展開し、我が国の学校教育の質・量両面にわたる発展に重要な役割を果たしている。

明文化された建学の精神を持つ私立高等学校においても、時代の趨勢に応じて教育理念を検討し、見直している例が見受けられる。特に歴史ある高等学校においては、創設時には予想されていなかったであろう事象が現代社会においては生じており、今後もその変化の度合いが大きくなっていくことが想定されることを踏まえれば、創設

---

の1校当たり平均在職年数（全国平均）は2.8年となっている。なお、最も短い都道府県における平均在職年数は1.9年となっている。

<sup>30</sup> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第1項

時の建学の精神等の意義を再確認したり、それらに新たな解釈を加えたり、それらを基盤としながらも、現代社会の有り様や在籍する生徒の状況等も踏まえてスクール・ミッションを検討していくことが重要である。

#### (4) 各高等学校の入口から出口までの教育活動の指針としてのスクール・ポリシーの策定

##### ① 総論

- 再定義されたスクール・ミッションや、これまでの学校教育目標を画餅にせず、特色・魅力ある教育を行うためには、各高等学校において育成を目指す資質・能力を明確化・具体化するとともに、カリキュラム・マネジメント<sup>31</sup>を通じて、学校全体の教育活動の組織的・計画的な改善に結実させることが不可欠である。その際、高等学校教育の入口から出口までの教育活動を一貫した体系的なものに再構成するとともに、教育活動の継続性を担保するために、
  - ①育成を目指す資質・能力に関する方針（グラデュエーション・ポリシー）（仮称）
  - ②教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）（仮称）
  - ③入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（仮称）の3つのポリシー（以下「スクール・ポリシー」と総称する。）を全ての高等学校において策定・公表し、特色・魅力ある教育の実現に向けた整合性のある指針とする必要がある。

高等学校における教育活動の方向性が明確に定められ、それが学校全体で組織的に共有されている高等学校において効果的な教育活動が進められることから、学校ないし学科・課程全体として統一感のある一貫した方針について各教職員が共通認識を持ち、こうした方針の下で個々の教師の創意工夫を生かした指導が行われることが望まれる。

---

<sup>31</sup> 各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（カリキュラム・マネジメント）に努めるものとされている（高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）第1章総則第1款5）。

- 育成を目指す資質・能力に関する方針（グラデュエーション・ポリシー）（仮称）は、各高等学校のスクール・ミッション等に基づき、生徒の卒業後の姿を見据えて、学校教育活動を通じて生徒にどのような資質・能力を育成することを目指すのかを定める基本的な方針となるもの。
- 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）（仮称）は、育成を目指す資質・能力に関する方針（仮称）を達成するために、どのような教育課程を編成し、実施し、学習評価を行うのかを定める基本的な方針となるもの。
- 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（仮称）は、各高等学校のスクール・ミッションや、育成を目指す資質・能力に関する方針（仮称）と教育課程の編成及び実施に関する方針（仮称）に基づく教育内容等を踏まえ、入学時に期待される生徒像を示す基本的な方針となるもの。

- 各高等学校において特色・魅力ある教育を実現するためには、スクール・ポリシーを起点としたカリキュラム・マネジメントを適切に行い、教育課程や個々の授業、入学者選抜の在り方等について、組織的かつ計画的に実施するとともに、不断の改善を図ることが不可欠な営みとなる。

スクール・ポリシーに定める内容は、従来から各高等学校内で言語化されずに取り組まれていたものも含まれることがあろうが、当該高等学校の教育活動の指針を言語化するというプロセスそのものにも意義があり、スクール・ポリシーという形で学校内外において共有することによってこれに依拠した教育活動の実施・改善が図られることが期待される。また、高等学校に対する様々な期待や要請によって、ともすれば肥大化しがちな教育活動や高等学校の業務内容について、スクール・ポリシーを基準にして精選・重点化を図ることにより、学校における働き方改革に寄与することが期待される。

- 学校評価<sup>32</sup>に当たってもスクール・ポリシーに照らして自らの取組を点検・評価することが求められる。育成を目指す資質・能力に関する方針（仮称）において示された資質・能力の育成が果たされているか、教育課程の編成及び実施に関する方針（仮称）にのっとった取組がなされているのかなどを確認し、教育活動の改善につなげることによって、一貫性・継続性のある教育活動の改善を図ること

---

<sup>32</sup> 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 42 条（第 62 条において高等学校に準用）並びに学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 66 条、第 67 条及び第 68 条（第 104 条第 1 項において高等学校に準用）

とにつながる。

- 一方で、一度策定したスクール・ポリシーを固守することが目的化することも本来の趣旨にかなうものではない。日々の教育活動がスクール・ポリシーによつて見直されるのと同時に、スクール・ポリシー自身も各高等学校の教育活動の検証や社会・地域の状況変化に応じて見直されていくことが重要である。
- 国においては、スクール・ポリシーの策定プロセスや運用に関する好事例や課題を収集・検証し、各高等学校が参照できるような仕組み作りなど、スクール・ポリシーが全国の高等学校において効果的に機能するための支援を行うことが求められる<sup>33</sup>。

(スクール・ポリシーの内容)

- スクール・ポリシーは、特色・魅力ある教育の実現に向けて、高等学校・教職員にとって教育活動の実施・改善の方針となるのみならず、後述するとおり生徒や学校外の関係者に対しても意義を持つものであるため、その内容及び表現をいたずらに専門的なものとせず、生徒及び関係者にとって分かりやすく親しみやすい、また、生徒や入学希望者の学習意欲を喚起し、自立した学習者として学校生活や将来に対する展望を持ちやすいものとすることが求められる。  
また、スクール・ポリシーは各高等学校の特色化・魅力化の施策の一環として行われることや、全教職員が日常的に参考可能であることが望ましいことを踏まえれば、その内容は総花的なものとするのではなく、眞にその高等学校が重点的に取り組む内容を示す指針として設定することが求められる。
- スクール・ポリシーの策定単位については、学科・課程によって異なる教育課程が編成されていることに鑑み、各学科・課程を策定単位とすることを基本としつつ、複数の学科・課程を策定単位とすることや、当該高等学校全体を策定単位とすることも許容されてよい。また、学科・課程ごとのスクール・ポリシーに加えて当該高等学校全体に共通したスクール・ポリシーを策定することによって高等学校としての一体感や特色・魅力を示すことも考えられる。  
なお、一つの学科・課程にも、その能力・適性、興味・関心等が様々である生徒が在籍しているのであり、過度に画一的な資質・能力を追求するようなスクー

---

<sup>33</sup> 各高等学校においてスクール・ポリシーを策定するに当たっては、先行事例を参考することも有用である。例えば、長野県では全ての公立高等学校において「3つの方針」（生徒育成方針、教育課程編成・実施方針、生徒募集方針）を定め、それらを「グランドデザイン」として1枚の概念図にまとめて公表している。また、大阪府では「大阪府公立高等学校等アドミッションポリシー（求める生徒像）並びに学力検査問題の種類並びに学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ」において各学校のアドミッション・ポリシーを公表し、入学者選抜での活用について示している。

ル・ポリシーはかえって生徒の特性等に応じた指導を阻害するものになりかねず、スクール・ポリシーの内容や運用には一定の柔軟性を持たせる必要がある。

- スクール・ポリシーの策定及び運用に当たっては、スクール・ミッションを定める各高等学校の設置者が、スクール・ポリシーの運用上の名称や具体的な策定方針について検討するなど、各高等学校における効果的な策定及び運用を促進することが求められる。また、スクール・ポリシーの期間については、スクール・ミッションと同様、各地域や高等学校の実情に応じて設置者が適切に判断するものであり、例えば学校評価における目標・指標の見直しの期間と連動させることも考えられる。

(スクール・ポリシーの策定プロセス)

- スクール・ポリシーが、スクール・ミッション及び学校教育目標を実現するために必要な教育活動の指針であることを踏まえれば、各高等学校においては、最初に教育活動を通じてどのような資質・能力を育むことを目指すのか（育成を目指す資質・能力に関する方針（仮称））が明らかにされ、そのために求められる教育課程を編成・実施するための方針（教育課程の編成及び実施に関する方針（仮称））を定め、最後に当該高等学校の教育内容等を踏まえ、入学時に期待される生徒像（入学者の受入れに関する方針（仮称））について明らかにするという順序で検討されるものと考えられる。
- スクール・ポリシーを起点とした教育活動を個々の授業レベルから学年レベル、教科レベル、高等学校全体レベルで進めるためには、一部の教職員だけでスクール・ポリシーを策定するのではなく、校長がリーダーシップを発揮しながら、全教職員が当事者意識を持って参画し、組織的かつ主体的に策定を進めるというプロセスが重要である<sup>34</sup>。  
また、スクール・ポリシーの策定及び運用の双方において、教職員をはじめとする関係者がスクール・ポリシーを共有し、理解し、納得するというプロセスを経ていくことで教育活動の実施・改善に結実させることが重要である。
- スクール・ポリシーの策定に当たっては、学習者重視の立場に立つことが重要であり、また、「社会に開かれた教育課程」の実現のためにも、各高等学校や地域の実情等を踏まえて、在籍する生徒をはじめとして、保護者、地域住民等、地域や産業界、関係団体等の関係者が参画して検討を進めることも重要である。その

---

<sup>34</sup> 校長には校務をつかさどり、所属職員を監督する立場からリーダーシップを発揮することが望まれるが、日本の学校組織は、管理職がリーダーシップを発揮するだけでなく、学校の様々な課題や教育実践について教員間の学び合いや支え合いといった同僚性・協働性によって成り立ってきた面がある。

際、公立高等学校においては、学校運営協議会において協議を行うことが重要である。

スクール・ポリシーの策定段階から関係者が関与することによって、「自分たちの高等学校」であるという当事者意識が関係者の中で醸成され、高等学校と関係機関とが連携・協働した特色化・魅力化に向けた取組が一層推進されることが期待される。

- 「第3章1.（3）スクール・ミッションの再定義（各高等学校の存在意義・社会的役割等の明確化）」において述べたとおり、スクール・ポリシーの前提となるスクール・ミッションの再定義は、各都道府県等における教育振興基本計画や高等学校の改革・振興に関する計画等の見直しと関わって行われることが望ましいものである。一方、スクール・ミッションの再定義がなされない限りスクール・ポリシーの策定に取り組めないとすれば、現在そして近い将来在籍する生徒の学びを改善する手立てが講じられないこととなってしまう。

新しい高等学校学習指導要領が令和4年度から年次進行で実施されること等も踏まえ、令和4年度までにスクール・ポリシーの策定・公表に取り組むことを基本としつつ、全教職員が当事者意識を持ってスクール・ポリシーの策定に取り組むことが可能となるよう、各高等学校の準備状況等も勘案した一定の準備期間を設置者ごとに設定可能な制度設計を行う必要がある。

- 各高等学校におけるスクール・ポリシーの策定手順については、各高等学校の実態に即して考えられるべきものだが、策定手順の一例を別紙2のとおりまとめた。なお、この手順は飽くまでも例示であり、必ずしも全ての高等学校においてこのとおり行われる必要はなく、各高等学校や地域の実情に応じて適当な手順によって進められるべきものである。

## ② 育成を目指す資質・能力に関する方針（仮称）と教育課程の編成及び実施に関する方針（仮称）

### （2つのポリシーの関係性）

- 育成を目指す資質・能力に関する方針（仮称）は、当該高等学校においてどのような資質・能力を育成することを目指すかを具体的に示すものであり、教育課程の編成及び実施に関する方針（仮称）はその資質・能力の育成に向けた具体的な教育課程の編成・実施等の方針を示すものである。「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（平成28年12月21日中央教育審議会答申）において、「何ができるようになるか」という観点から育成を目指す資質・能力を整理した上で、その資質・能力を育成するために「何を学ぶか」、その内容を「どのように学ぶか」という子供たちの具体的な学びの姿を考えながら学習指導要領を構成していく必要があると提

言<sup>35</sup>されていることを踏まえ、「何ができるようになるか」を定める育成を目指す資質・能力に関する方針（仮称）<sup>36</sup>と、「何を学ぶか」「どのように学ぶか」を定める教育課程の編成及び実施に関する方針（仮称）の策定及び運用に当たっては、その一体性・整合性に特に意を用いなければならない。

#### （策定の意義及び効果）

- 高等学校に在籍する生徒においては、育成を目指す資質・能力に関する方針（仮称）に表された資質・能力を身に付けることを高等学校生活の目標の一つとして理解し、また、教育課程の編成及び実施に関する方針（仮称）の内容を踏まえて卒業までの学習の道筋を捉えることによって、卒業時の望まれる姿から逆算して、自覚的に日々の授業等に取り組んだり、主体的・自律的な科目選択を行ったりすることが期待される。

また、育成を目指す資質・能力に関する方針（仮称）に表された資質・能力を一つの尺度として用いることにより、各高等学校がキャリア・パスポート<sup>37</sup>等を創意工夫を生かした活用をする中で、その時点での自らの立ち位置を省みることや、高等学校の出口である大学入学者選抜（特に総合型選抜や学校推薦型選抜）や就職活動において自身の資質・能力を説明する際に活用することも可能となる。

- 高等学校及び教職員においては、育成を目指す資質・能力に関する方針（仮称）に表された資質・能力を育成することを日々の教育活動の最終的な目標とし、ま

---

<sup>35</sup> 同答申においては新しい学習指導要領等に向けて、①「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）、②「何を学ぶか」（教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成）、③「どのように学ぶか」（各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実）、④「子供一人一人の発達をどのように支援するか」（子供の発達を踏まえた指導）、⑤「何が身に付いたか」（学習評価の充実）、⑥「実施するために何が必要か」（学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策）の6点に沿って改善すべき事項をまとめ、枠組みを考えていくことが必要になると提言している。

<sup>36</sup> 育成を目指す資質・能力に関する方針（仮称）においては、教科教育を通じて「何ができるようになるのか」ということにとどまらず、各高等学校における教育の総体としてどのような資質・能力が育まれるかという観点から捉えられる点に留意が必要である。

<sup>37</sup> 高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）における特別活動において、「学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の在り方生き方を考えたりする活動を行う」際に「生徒が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること」とされたことを受け、文部科学省においては、「「キャリア・パスポート」例示資料等について」（平成31年3月29日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡）において生徒が活動を記録し蓄積する教材として「キャリア・パスポート」の例示資料や指導上の留意事項等を示している。その際、指導上の留意事項として、日常の活動記録やワークシートなどの教材と同様に指導上の配慮を行うこととし、例えば、生徒個々の状況を踏まえ、本人の意思とは反する記録を強いたり、無理な対話に結びつけたりしないように配慮すること等も示している。

た、教育課程の編成及び実施に関する方針（仮称）に基づいて高等学校の教育課程全体の体系化やその中の各教科・科目等の意味付けを行い、一貫した方針の下で、年間指導計画の策定や個々の授業の実施・改善や学習評価、学校評価を実施することが求められる。

- 高等学校の設置者においては、育成を目指す資質・能力に関する方針（仮称）に示された目標の達成度合いや教育課程の編成及び実施に関する方針（仮称）に基づく教育活動の実施状況を踏まえて、予算・人事上の措置や指導主事の派遣などの当該高等学校に対する適切な支援を行うことが求められる。
- 入学希望者やその保護者にとっては、当該高等学校における卒業時の姿や教育活動の基本的な指針が明確化されることにより、学校選択時の参考情報とされ、主体的・自律的な学校選択にも資することができる。また、中学校の教職員にとっても、生徒の進路指導に当たる上で参照されるべき情報となる。
- また、「社会に開かれた教育課程」の実現が目指される中にあっては、地域住民、地元の自治体、高等教育機関、企業や産業界、関係団体等の関係者に対して当該高等学校が育成を目指す資質・能力や、その達成に向けた教育内容に関する方針が共有されることにより、相互のコミュニケーションが円滑になり、関係機関との連携・協働の促進が期待される。

（育成を目指す資質・能力に関する方針（仮称）の策定・運用に当たって必要となる視点）

- 育成を目指す資質・能力に関する方針（仮称）の策定に当たっては、教育基本法に掲げられた目的・目標<sup>38</sup>、学校教育法に掲げられた高等学校の目的・目標<sup>39</sup>、学習指導要領において示された資質・能力の3つの柱、スクール・ミッション、学校教育目標、各高等学校が直面する教育課題等を統一的に把握することが重要である。
- 育成を目指す資質・能力に関する方針（仮称）は当該高等学校における目標としての性格を有することから、教職員が授業改善等に活用できるよう一定の具体性を持った内容とすることが必要である。その際、目標は定量的なものというよりも、定性的な目標として記載されることに留意が必要である。
- 各高等学校及びその教職員にとっては、育成を目指す資質・能力に関する方針（仮称）に表された資質・能力を育成することが一つの目標となり、日々の教育活動もこの目標に向かって組み立てられるものとなる。このため、育成を目指す

---

<sup>38</sup> 教育基本法（平成18年法律第120号）第1条及び第2条

<sup>39</sup> 学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条及び第51条

資質・能力に関する方針（仮称）が、各教科・科目等の単位の修得と離れて独自の卒業要件となるのではなく、日々の教育活動の積み重ねによって、育成を目指す資質・能力に関する方針（仮称）に表された資質・能力を生徒の中に育むものである点に留意が必要である。

（教育課程の編成及び実施に関する方針（仮称）の策定・運用に当たって必要となる視点）

- 教育課程の編成及び実施に関する方針（仮称）はカリキュラム・マネジメントの基盤となるものであって、教育課程の編成という計画段階の方針にとどまらず、教育課程の実施や、その後の教育課程の評価に当たっても参照されるものである。このことを踏まえて、教育課程の編成及び実施に関する方針（仮称）においても「何ができるようになるか」を意識した方針の策定が求められる。また、高校生が主体的に学習に取り組み、達成感を感じられるよう、学習者中心の教育活動を実現するために「指導の個別化」と「学習の個性化」の視点を意識した、教育課程を編成・実施することも重要である。
- 新しい高等学校学習指導要領において、教育課程の編成に当たっては「社会に開かれた教育課程」の実現、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、「教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成」が重要視されていることを踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（仮称）の策定に当たっても、これらの要素を意識して策定することが求められる。
- 高等学校段階の生徒が、人間としての在り方生き方を模索し、価値観を形成するという発達の段階にあることを踏まえて、生徒が自己理解を深めるとともに、自己と社会との関わりについて深く考えることを通じて、キャリア発達を促したり<sup>40</sup>、国家及び社会の形成者として必要な資質を育んだりすることが求められており、教育課程の編成及び実施に関する方針（仮称）においても、こうした観点を意識する必要がある。
- 高等学校は、法令等の定めにより、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、学校いじめ防止基本方針など、各分野における学校の全体計画等を策定することとされている。これらの全体計画等の中には、生徒への学習指導に関する事項も含まれることから、教育課程の編成及び実施に関する方針（仮称）の策定に当たっては、これらの全体計画等との関係性についても配慮する必

---

<sup>40</sup> 「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成23年1月31日中央教育審議会答申）は、キャリア教育の「ねらいを実現させるためには、関連する様々な取組が各学校の教育課程に適切に位置付けられ、計画性と体系性を持って展開されることが必要である」と提言している。

要がある。

- また、生徒の資質・能力の育成においては、何をどのように学ぶかといった教育課程による明示的なカリキュラムに加え、どのような関係性や環境の中で学ぶかといった生徒の学習環境や学校文化等の影響も大きいことを踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（仮称）の策定・運用に当たっては、こうした観点も考慮する必要がある。

(スクール・ポリシーに基づく教育活動の実施・改善)

- 育成を目指す資質・能力に関する方針（仮称）及び教育課程の編成及び実施に関する方針（仮称）は、特色・魅力ある教育の実現に向けた高等学校のビジョンの中核をなすものであり、これらを指針として、当該高等学校の組織体制の整備・運用や人的・物的資源のマネジメント、関係機関との連携・協働を含め、教科等や学年の垣根を超えたカリキュラム・マネジメントを学校全体で行うことが必要である。
- そのためには、校内の組織や校務分掌の在り方を見直し、積極的な整理・統合を進めるなど、校内の組織編制を改善し、調和の取れた学校運営が行われるための教職員体制の構築が必要である。その際、特に大規模校においては、校長とともに学校全体を俯瞰して業務に従事する管理職やミドルリーダーの役割が一層重要になってくると考えられる。  
加えて、各設置者においては、各高等学校において特色・魅力ある教育に向けた自主的・自律的な取組が進められるよう、各学校の教育活動をはじめとする学校運営に関する裁量の拡大を図ることも求められる。
- 育成を目指す資質・能力に関する方針（仮称）及び教育課程の編成及び実施に関する方針（仮称）は、個々の授業、学校行事、学級経営、キャリア教育・進路指導等という形で具現化される必要がある。一例としては以下のような取組が考えられるが、各高等学校においては、各学校の風土や土壤、伝統を踏まえながら、その主体性や戦略に基づいて取捨選択したり、他の方策を考案したりすることが求められる。

(例)

- ・各教科・科目や総合的な探究の時間、特別活動、キャリア教育等の全体計画、年間指導計画、単元指導計画、学級経営案や学年経営案において、育成を目指す資質・能力に関する方針（仮称）を踏まえた目標（資質・能力）が設定されること。
- ・育成を目指す資質・能力に関する方針（仮称）に表された資質・能力について、具体的な達成水準が考えられるかを分析・記述し、全教職員において共通認識

を図ること。

- ・各教科・科目等の年間指導計画、単元指導計画等において、教育課程の編成及び実施に関する方針（仮称）とどのように整合しているかを意識した計画を立てること。
  - ・生徒がキャリア・パスポート等を活用して自らの学習履歴を振り返って省察する際に、自らがどのように成長してきたのかを把握し、自己理解を深め、将来の見通しを持つことを目的として、育成を目指す資質・能力に関する方針（仮称）を意識させるような指導を行うこと。
  - ・授業研究を行う際、その研究主題を育成を目指す資質・能力に関する方針（仮称）や教育課程の編成及び実施に関する方針（仮称）と関連付けて設定すること。
  - ・生徒に浸透させるという観点からは、入学式や始業式等の機会を捉えて、意識的に育成を目指す資質・能力に関する方針（仮称）及び教育課程の編成及び実施に関する方針（仮称）と関連付けた講話や指導を行うこと。
  - ・全ての教職員がスクール・ポリシーに関する認識を共有し、連携して質の高い教育に取り組むため、当該高等学校に着任した教職員に対する研修等の機会を捉えて、スクール・ポリシーやその背景にある考え方について触れたり、各教職員が生徒や保護者その他の関係者に説明したりする機会を設けること。
- また、授業改善に当たっては、教育課程の編成及び実施に関する方針（仮称）の下で編成された教育課程によって育成されるべき資質・能力が、一人一人の生徒の中に育まれているかを的確に把握するためにも学習評価の在り方が極めて重要であり、評価に関する教師の力量の向上を図ることが求められる<sup>41</sup>。また、我が国の学校文化の特長である教師同士の同僚性・協働性を生かした組織的な授業改善を進めることも効果的であり、教育活動の改善に向けたPDCAサイクルを主体的に機能させるため、各高等学校における授業改善のための組織的な体制整備や、設置者による指導助言や支援も必要となる。

### ③ 入学者の受入れに関する方針（仮称）

（策定の意義及び効果）

- 入学希望者やその保護者に対して、入学者の受入れに関する方針（仮称）とい

---

<sup>41</sup> 「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（平成31年1月21日中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会）においては、学校に求められる取組として「学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、例えば、評価規準や評価方法等を事前に教師同士で検討し明確化することや評価に関する実践事例を蓄積し共有していくこと、評価結果についての検討を通じて評価に関する教師の力量の向上を図ることや、教務主任や研究主任を中心に学年会や教科等部会等の校内組織を活用するなどして、組織的かつ計画的な取組に努めること」が挙げられている。

う形で当該高等学校が期待する生徒像を分かりやすく示すことで、学校選択時の大大きな判断基準の一つとなり、また、入学に向けた目標となることが期待される。また、中学校の教職員にとっても、生徒の進路指導に当たる上で参照されるべき情報となる。

- 学校選択時の判断材料としての活用を期待する観点からは、入学者の受入れに関する方針（仮称）の公表は各高等学校がそれぞれに行うだけでなく、都道府県教育委員会のホームページ等で一元的に公表することも一覧性を高める工夫として考えられる。

（入学者の受入れに関する方針（仮称）の策定・運用に当たって必要となる視点）

- 入学者の受入れに関する方針（仮称）は、育成を目指す資質・能力に関する方針（仮称）及び教育課程の編成及び実施に関する方針（仮称）を踏まえ、これらの方針に基づく教育を受ける生徒に対するメッセージとしてふさわしいものとなることが必要である。

- 入学者の受入れに関する方針（仮称）は、当該高等学校における教育を受けるに当たって必要な資質・能力を示すという側面からは、教育課程の編成及び実施に関する方針（仮称）との整合性が求められるが、生徒の資質・能力は可塑性に富むものであることから、入学時において求められる資質・能力を余りに厳格に定めることによって学ぶ意欲を持った生徒に対して高等学校教育の門戸を閉ざすこととなってはならない。

また、入学時に求められる資質・能力を厳格に定めることは入学希望者の画一化を招くことにもなり、かえって当該高等学校における多様性を損ない、教育の質向上を妨げることにもつながりかねない点に留意が必要である。

- 入学者の受入れに関する方針（仮称）は、中学校教育までの学習成果を各高等学校における学習に円滑に接続する観点から、中学校学習指導要領等に基づき中学校教育を通して身につけられる資質・能力を基にして策定される必要がある。なお、繰り返しになるが、生徒の資質・能力が可塑性に富むものである点に十分に留意が必要である。

（スクール・ポリシーに基づく入学者選抜の実施・改善）

- 高等学校の入学者選抜は、入学者の受入れに関する方針（仮称）において示される入学時に期待される生徒像と整合性のある入学者選抜が行われることが必要である。その際、高等学校による選抜という観点とともに、多様な能力・適性や興味・関心を持つ生徒が、いかに自分に合った進路を的確に選択できるようにするかという観点を持ちながら、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化を推進することが求められる。

○ 公立高等学校の入学者選抜においては、教育委員会が作問する統一的な学力検査問題を用いた学力検査が行われることが一般的だが、各教育委員会が一定の範囲で具体的な選抜方法について各高等学校の判断に委ね、各高等学校の入学者の受入れに関する方針（仮称）に基づく入学者選抜が可能となるような工夫<sup>42</sup>を教育委員会が行うことが考えられる。なお、学力検査の問題作成については、教育委員会による作問、各高等学校の独自の作問のいずれにおいても、単に知識の量を問うような問題はできるだけ避け、思考力や分析力などを問う問題の出題を一層工夫することが必要である。

また、推薦型入学者選抜をはじめとして、自己申告書や面接等に基づき選抜を行う形態の入学者選抜においては、自己申告書の記載内容や面接での応答等に表れる生徒像が入学者の受入れに関する方針（仮称）に合致するかどうかという観点から判定することが求められる。

#### (5) 地域社会や高等教育機関等の関係機関と連携・協働した学びの実現

○ 各高等学校においては、各高等学校が掲げるスクール・ミッションや各高等学校の実情等に基づき、教育活動を展開するための方策として、地域社会や高等教育機関、企業等の関係機関と連携・協働することが求められる。もとより、子供たちの資質・能力は学校だけで育まれるものではないことから、一つの学校で全てを完結させるという「自前主義」から脱却し、関係機関にも開かれた教育活動を行い、社会とつながる多様な学びを実現する必要がある。

各高等学校のスクール・ミッションや各学校の実情等に応じた連携・協働体制としては、例えば、以下のような取組が考えられる。

（例）

- ・地域を支えるために必要となる力の育成をスクール・ミッションに掲げる高等学校においては、学校運営協議会の設置や地域学校協働本部における活動に加え、高等学校と地方公共団体、産業界、高等教育機関、NPO 法人等との連携・協働体制（いわゆる「コンソーシアム」）を構築し、地域の課題や魅力に着目した実践的な学びを実現<sup>43</sup>
- ・国内外の社会課題の発見・解決に向けて対応できるリーダーの素養の育成をスキー

---

<sup>42</sup> 入学者の受入れに関する方針（仮称）に基づく入学者選抜を可能とする工夫としては、学力検査の実施教科や教科ごとの配点の変更、学力検査問題の学校ごとの作成、調査書と学力検査の成績の比重の変更などが考えられる。

<sup>43</sup> 例えば、「高校と地域をつなぐコーディネート機能の充実に向けて」（令和2年3月高校と地域をつなぐ人材の在り方に関する研究会）においては、コンソーシアムは「合意形成と協働活動を一体的かつ安定的・計画的・持続的に行えるようにするための構成員・規約・予算等を有する組織」とされている。

ル・ミッションに掲げる学校においては、国内外の高等教育機関や高等学校、企業等との連携・協働体制を構築し、高度で先進的な学びを実現<sup>44</sup>

- ・職業教育を主とする専門学科においては、近年の急速な技術革新を踏まえて最先端の実践的な職業教育を進めるため、企業や地元経済団体等、都道府県・市町村行政、高等教育機関等との連携・協働を強化
- ・不登校や中途退学経験者、特別な支援を要する生徒、日本語の指導を要する生徒など、特別な配慮が必要な生徒への支援に当たっては、市町村の教育相談機関、医療機関、多文化共生センター、福祉事務所、NPO法人等の関係機関との連携・協働を進め、一人一人のニーズに応じて義務教育段階での学習内容の確実な定着を含めた教育支援を実施

○ 関係機関との連携・協働が担当者の個人的・一時的な「個対個」のつながりのみで行われるのでは、その場限りその年限りの教育活動になりかねない。高等学校の教育活動全体を通じた特色化・魅力化を実現する観点からは、校長をはじめとする管理職やミドルリーダーがリーダーシップを発揮し、設置者である教育委員会等による積極的な支援・関与も得ながら、「組織対組織」の連携・協働を推進する必要がある。このため、各高等学校や地域の実情に応じて、高等学校と関係機関がコンソーシアムとしての体制づくりに取り組むことや、高等学校内に地域連携協働室といったような関係機関との連携・協働に関する組織・校務分掌を設けること、関係機関とのコーディネート機能を担うコーディネーターを配置すること、さらには生徒会活動を通じて生徒の意見を反映することも考えられる。

また、中長期的に関係機関との連携・協働を進める観点からは、教育課程の編成及び実施に関する方針（仮称）に関係機関との連携・協働に係る内容を盛り込むことも考えられる。

○ 文部科学省においては、これまでにもスーパーサイエンスハイスクール（SSH）やスーパーグローバルハイスクール（SGH）、スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール（SPH）等によって関係機関との連携・協働を推進してきたところである。加えて、令和元年度からは「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」及び「WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業」によって、高等学校と地域社会や高等教育機関等との連携・協働を推進している。各高等学校がそれぞれの特色化・魅力化に向けた取組を進めるためには、高等学校が関係機関と連携・協働体

---

<sup>44</sup> 高等教育機関や企業等との連携・協働に先進的に取り組んできたものとして、将来のイノベーションの創出を担う科学技術人材の育成を図るスーパーサイエンスハイスクール（SSH）や、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成を図るスーパーグローバルハイスクール（SGH）が存在する。SSH及びSGHに指定された高等学校の中には、5年間の指定期間終了後も独自に取組を継続するものもあり、そうした高等学校の教育課程を文部科学省が認定する仕組み等が検討されている。

制を構築しながら、生徒のそれぞれの将来の実現に向けた教育活動を展開することが必要である。こういった取組を希望する高等学校が特色化・魅力化に向けた取組をより一層充実することができるよう、高度かつ多様な科目内容のカリキュラム開発を含め、更なる支援策を検討することが必要である。

- 地域社会と連携・協働した教育活動の推進に当たっては、公立高等学校においては学校運営協議会を設置し、地域社会の参画・協力を得て、学校運営の改善を図り、学校の活性化や教育の質の向上に努めることが望まれるほか、地域学校協働活動と一緒に取り組むことで、地域社会と連携・協働する教育活動の更なる充実が期待される。
- なお、高校生が地域社会の有する課題や魅力に着目した探究的な学びを行うことによって、自身が地域社会をよりよくすることができるとの実感を持つことができ、卒業後の当該地域への定着にもつながりうるが<sup>45</sup>、高校生が卒業後に域内で進学・就職することのみを成果と捉えることは一面的な考え方である。  
重要なことは、高等学校における学びの中で地域社会とのつながりを実感し、主体性を持って学び、社会と関わることのできる人材を輩出することである。その結果として、当該地域において進学・就職する生徒もいれば、一度地域を離れて国内の他の地域や海外において様々な経験をする生徒もいることになるであろう。
- 高等教育機関と連携・協働した教育活動の推進に当たっては、現行制度においても大学等の科目を履修した場合に、生徒が在籍する高等学校の卒業に必要な単位数に含めることができるが、こうした制度の更なる活用や、大学等と連携・協働して、より高度で先進的な授業を高等学校において行うことも必要である。
- また、現行制度においても、在籍する高等学校以外の場における学修の成果を高等学校の単位として認定する事が認められているが<sup>46</sup>、個々の生徒の主体的な学びを支援するため、関係機関とも連携・協働しつつ、こうした制度を活用した取組を更に推進していくことが求められる。

## **2. 学科の特質に応じた教育活動の充実強化**

- 「第3章1. 各学科に共通して取り組むべき方策」に示した内容は、学科の別にか

---

<sup>45</sup> 独立行政法人労働政策研究・研修機構「UIJターンの促進・支援と地方の活性化－若年期の地域異動に関する調査結果－」（平成28年6月7日）によると、高等学校時代までに地元企業を認知しているほど、出身市町村への愛着が強い傾向があるとともに、出身市町村へのUターンを希望していること、また、地元企業を知ったきっかけとして、地方の中小都市や都市部から離れた地域の出身者では、企業見学等の学校行事の割合が高い傾向にある。

<sup>46</sup> 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第98条

かわらず、共通して取り組まれるべきものであるが、高等学校においては各学科によって異なる教育課程の編成や組織体制の整備がされており、各学科の特質に応じた取組についての検討が必要である。

### (1) 普通科改革

- 高校生の約7割が在籍する普通科<sup>47</sup>においては、これまでも高等教育機関や産業界等との連携・協働の下で様々な教育を展開したり、地域社会の課題解決に貢献する活動を実践したりと先進的な取組を進める高等学校が存在する一方で、生徒の能力・適性や興味・関心等を踏まえた学びの実現という観点において課題があるとの指摘もなされている。
- 普通科は、ともすれば「普通」の名称から一斉的・画一的な学びの印象を持たれやすいが、生徒や地域の実情に応じた特色化・魅力化は普通科においても当然に求められるものである。各高等学校に求められる役割としては、例えば以下のようなものが考えられるところであり、各高等学校の設置者においては、こうした高等学校に求められる役割を参考しつつ、スクール・ミッションの再定義に取り組み、各高等学校の特色・魅力を明らかにしていくことが求められる。

(例)

- ・自らのキャリアをデザインする力の育成
- ・グローバルに活躍するリーダーや、国内外の社会課題の発見・解決に向けて対応できるリーダーとしての素養の育成
- ・サイエンスやテクノロジーの分野等において飛躍知を発見するイノベーターとしての素養の育成
- ・スポーツや文化芸術の分野で活躍するために必要となる素養の育成
- ・我が国の経済社会の活力を維持し、成長分野の発展を担うために必要となる素養の育成
- ・地域への課題意識を持ち、地域ならではの新しい価値を創造し、地域を支えるために必要となる力の育成
- ・高等学校教育における資質・能力の育成の前提として、義務教育段階における学習内容の確実な定着
- ・多様なニーズに対応した教育機会の提供による一人一人の能力・可能性の伸長
- ・これからの中時代においても求められる教養教育の提供

- 各普通科における特色・魅力ある教育を行うに当たっては、従来の文系・理系の類

---

<sup>47</sup> 令和元年度における学科別の在籍生徒数は、普通科が73.1%、専門学科が21.5%、総合学科が5.4%となっている（文部科学省「令和元年度学校基本調査」）。

型分けを普遍的なものとして位置付けるのではなく、文系・理系に捉われて、一人一人の生徒にとって将来のキャリア形成に必要となる科目の学習の機会が確保されない状況を改め、総合的な探究の時間を軸として教科等横断的な学びに取り組むなど、生徒が多様な分野の学びに接することができるようになることが重要である。

- なお、普通科の特色化・魅力化に伴って、各高等学校で学ぶことのできる内容が多様化することとなるが、多様な学習ニーズを包摂する形での特色化や、入学後においても生徒が積極的な進路変更を希望する場合に、学校間又は学科間の異動を柔軟に行うことができるよう積極的な対応が求められる。

#### ① 「普通教育を主とする学科」の種類の弾力化・大綱化

- 現行法令上、「普通教育を主とする学科」は普通科のみとされているが<sup>48</sup>、約7割の高校生が通う学科を「普通科」として一くくりに議論するのではなく、「普通教育を主とする学科」を置く各高等学校がそれぞれのスクール・ミッションに応じた特色化・魅力化に取り組むことを推進する観点から、各高等学校の取組を可視化し、情報発信を強化するため、「普通教育を主とする学科」の種類を弾力化・大綱化する措置をとることが求められる。

すなわち、教育基本法や学校教育法、学習指導要領等の関係法令に基づく教育が行われることは当然の前提として、普通教育として求められる教育内容であって、特色・魅力ある教育を実現すると認められる場合には、各設置者の判断により、当該学科の特色・魅力ある教育内容を表現する名称を学科名とすることを可能にするための制度的措置が求められる<sup>49</sup>。

- 高等学校の学科をめぐっては、昭和23年に新制高等学校が発足した際に定められた高等学校設置基準<sup>50</sup>において「普通教育を主とする学科」及び「専門教育を主とする学科」とすることとされ、前者については普通科とすること、後者については職業に関する各学科及びその他の学科<sup>51</sup>とし、職業に関する学科について

---

<sup>48</sup> 高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）第5条及び第6条

<sup>49</sup> 現行法令上、特色・魅力ある教育内容を表現する名称を学科名とする場合には、「その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科」として設置されることとなるが、この場合には、「専門教育を主とする学科」として設置するため、全ての生徒に25単位以上の専門教科・科目を履修させることが要件として定められている。

<sup>50</sup> 高等学校設置基準（昭和23年文部省令第1号）。平成16年に全部改正。

<sup>51</sup> 高等学校設置基準が制定された当時の専門教育を主とする学科は、農業に関する学科、水産に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科、家庭に関する学科、厚生に関する学科、商船に関する学科、外国語に関する学科、美術に関する学科、音楽に関する学科、その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科と定められていた。

てはいわゆる小学科が設けられた。

その後、平成 6 年に「普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科」として総合学科が設けられ、また、平成 16 年の高等学校設置基準改正において、「専門教育を主とする学科」の種類の弾力化・大綱化が行われるとともに、理数、体育、国際関係等の新たな学科が示された。

- 「専門教育を主とする学科」について、地域の実情等に応じた適切な対応を可能とするために、その種類が見直されたことも踏まえれば、「普通教育を主とする学科」についても普通科以外の学科を設置可能とすることが適當である。このことにより、現行の我が国の高等学校教育の制度を前提としつつ、これまでの各高等学校における教育実践を踏まえて、普通科教育に多様性を持たせ、高校生に多くの選択肢を付与することにつながる。

どのような学科を設置するかについては各設置者が、現在の国際社会、国家、地域社会を取り巻く環境や、高校生の多様な実態を踏まえて検討されるものであるが、例えれば、以下のものが考えられる。

- ・現代的な諸課題のうち、SDGs の実現や Society5.0 の到来に伴う諸課題に対応するために、学際的・複合的な学問分野や新たな学問領域に即した最先端の特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科（以下「学際的な学びに重点的に取り組む学科」という。）
- ・現代的な諸課題のうち、高等学校が立地する地元自治体を中心とする地域社会が抱える諸課題に対応し、地域や社会の将来を担う人材の育成を図るために、現在及び将来の地域社会が有する課題や魅力に着目した実践的な特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科（以下「地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科」という。）
- ・その他普通教育として求められる教育内容であって当該高等学校のスクール・ミッションに基づく特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科（以下「その他特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科」という。）

- なお、国際社会や日本社会、地域社会における課題は互いに関連しているのであって、世界的な課題に対応する学びを通じて、改めて自らの生活する地域に目を向けることや、地域社会が抱える課題について学ぶ中で同様の課題を抱える地域が国内外にあることを知り、そうした課題解決を志向することなども想定される。このため、上記に例示される各学科は、飽くまでも当該学科における教育活動の特色・魅力として何に重点を置くかを示したものであり、設置者において、これらの特徴を組み合わせた学科を設置することも可能とする制度化が必要で

ある<sup>52</sup>。

- 現代社会において求められる資質・能力や、その育成のために高等学校に求められる機能を踏まえると、現代的な諸課題に着目した学習には、社会・地域の情勢変化を捉えること、他者と協働して課題解決に取り組むこと、様々な情報の取捨選択を行うこと、抽象的・理論的な知識と具体的な事象とを往復しながら考察することなどが組み込まれるものとなり、新たな学科では、教育課程全体を通じて探究を重視し、各教科・科目等と総合的な探究の時間を往還する学習が行われ、他の学科における取組を牽引・先導する存在となることが期待される。

なお、現代的な諸課題に着目した学びが、単なる体験や各テーマに関する表層的な学びにとどまり、「活動あって学びなし」と批判されるようなものであってはならず、具体的な物事から課題・目的を発見し、既存の知識を相互に関連付けて新たな知を生み出すことも含め、抽象的・理論的な知識の習得・活用のための学びも当然に含まれなければならない。

#### (従来の普通科、専門学科、総合学科等との比較)

- 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に高度な普通教育及び専門教育を行う教育機関であるが、普通教育とは「一般的にすべての人間にとって日常の生活を営む上で共通的に必要とされる一般的、基礎的な知識技能を施し、人間として調和のとれた育成を目指す教育」と解されており、それに対し、専門教育とは「専門的な知識及び技能を修得させる教育」と解されている。

ただし、新学習指導要領において、育成すべき資質・能力が①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で整理されたことから明らかであるように、高等学校教育において育成すべき資質・能力は個別の事実的な知識や技能という狭い意味での知識・技能にとどまらず、こうした3つの柱に整理された資質・能力を指すものであることは論をまたない。

- 新たな学科は、「普通教育を主とする学科」の一つとして設置されるものであり、「専門教育を主とする学科」のように特定の専門的な分野や職業分野に関する知識及び技能の習得を主たる目的とするものではないが、従来の普通科との対比では、錯綜<sup>さくそう</sup>し多様化する現代社会の現状を踏まえ、地域社会や我が国、世界が抱える現代的な諸課題に積極的に関わり、地域社会や日本社会、国際社会の持続的発展に寄与するために必要な資質・能力を育成するための領域横断的な学びに重点が置かれた、特色・魅力ある教育が行われることになる。

このほか、生徒や高等学校の実態等に応じて、義務教育段階での学習内容の確

---

<sup>52</sup> 新たな学科を設置する場合においても、例えば、大学受験を目的とするような学科を設置することがふさわしくないことは論をまたず、スクール・ミッションに応じた特色化・魅力化を実現する高等学校教育の趣旨として適当な学科を設置することが求められる。

実な定着を図ることを通じて一人一人の生徒の学習意欲を高め、それぞれの興味・関心・進路等に応じた教育活動を行うことも求められる。

- また、総合学科は、「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」（平成3年4月19日中央教育審議会答申）において「普通科と職業学科に大別されている学科区分を見直し、普通科と職業学科とを総合するような新たな学科」として設置が提言されたものであり、高等学校設置基準においては「普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科」として定義されている。また、高等学校学習指導要領においては、「産業社会と人間」を原則として入学年次に履修させること、「産業社会と人間」及び専門教科・科目を合わせて25単位以上開設すること等が定められている。

こうした総合学科の性格や各教科・科目の履修等の特徴を踏まえると、普通教育に基盤を置く新たな学科とはその性格が異なるものと言える。

- なお、「専門教育を主とする学科」のうち、理数や国際関係などに関する学科については、新たな学科を含む「普通教育を主とする学科」の枠組みに統合することについて、新たな学科における教育実践も踏まえながら、将来的な課題として検討される必要がある。
- こうした新たな学科において期待される学びについては、従来の普通科や専門学科、総合学科を置く高等学校においても、特色化・魅力化の一環として行われている事例もあり、また、特色あるコースや教育課程の類型を設けるなどの工夫も見られるところである。新たな学科の設置を可能とすることは、こうした各高等学校におけるこれまでの取組を否定するものではなく、高等学校における組織編制上の基本的な単位である学科として設置することを可能とし、制度的な裏付けを付与することによって、特色・魅力ある取組を奨励・推進するものとなる<sup>53</sup>。

#### (新たな学科を設置可能とする時期)

- 都道府県立高等学校の学科の新設・再編は、多くの都道府県において、高等学校の改革・振興に関する計画等に基づき行われており、その計画期間は各都道府県によって様々である。現在においても、本ワーキンググループでの議論と並行して、域内の高等学校の在り方について検討を進めている自治体があることを踏まえ、各高等学校の特色化・魅力化の検討状況に応じて、各設置者の判断により

---

<sup>53</sup> 学科とは、一定の教育目標を達成するために、各教科・科目を一つのまとまった教育内容を持つよう系統化を図ったものであり、教育課程の編成や科目の履修に当たっての基本的な教育組織としての法的位置づけを有するものである。一方、コースは、生徒の能力・適性や興味・関心等の多様性に応じるために、教科・科目の履修にある程度の構造性と系統性を持たせるものであり、基本的な教育組織である学科の下に設けられる教育課程上の概念として整理されるものである。

各高等学校において適切な時期に新たな学科の検討・設置を行うことができる制度設計を早急に講じる観点から、令和4年度から新たな学科の設置を設置者の判断により可能とすることが望ましい<sup>54</sup>。

## ② 新たな学科において育成を目指す資質・能力と教育活動

○ 高等学校教育の在り方をめぐっては、高等学校教育の共通性と高等学校教育全体の質の確保を図る観点から、高等学校学習指導要領において各学科に共通する必履修教科・科目が設定され、全ての生徒が社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けるための学習内容が定められているところである。

その上で、「普通教育を主とする学科」において特色・魅力ある教育を実現する新たな学科の教育活動の特色としては、全ての高校生が共通して身に付けるべき資質・能力を土台とした上で、文系・理系の類型に捉われず、生徒の多様な学習ニーズに対応し、生徒の特性等を踏まえた学習の機会を提供することに主眼を置くことを考える必要がある。これにより、高等学校教育としての質を確実に担保した上で、高校生自らが将来のために何に取り組んでいくべきかを考え、主体的な学びや自発的なキャリア形成を促していくことにつながることが期待される。

○ 先に例示された新たな学科において育成を目指す資質・能力と学びの姿、教育の特徴等を示すと以下のとおりである。

(「学際的な学びに重点的に取り組む学科」において育成を目指す資質・能力と学びの姿)

○ 「学際的な学びに重点的に取り組む学科」における学びを検討する上では、現下の学問領域の動向を踏まえる必要がある。日本学術会議の提言によれば、21世紀においては、今般の新型コロナウイルス感染症をはじめとする新型感染症、地球環境・生態系破壊の危険性、地域紛争・テロ、金融危機といった問題など、予測のつかない困難が人間・国家・人類社会を襲っており、また、グローバルな経済競争の中での種々の対立や貧困・差別などの課題、さらには、多文化共生・多民族共生といった国家レベルを含むローカルな文化・社会の活性化を持続的に確保・促進するという課題に直面している。現代は、ローカルな問題がグローバルな問題となる時代であるため、ローカル、ナショナル、グローバルのそれぞれの諸課題に対応し得るトランス・ナショナルな教養知と実践知が求められている。

---

<sup>54</sup> 総合学科を制度化した際には、平成5年2月12日に高等学校教育の改革の推進に関する会議「高等学校教育の改革の推進について（第四次報告）」において総合学科の設置趣旨や教育課程の編成等について取りまとめられた後、同年3月10日に総合学科の設置を可能とする「高等学校設置基準の一部を改正する省令」が公布され、平成6年4月1日に施行された。

こうした現代の諸課題に対し、合理的かつ適切な解決方法を構想し実行していくための知識基盤社会の中核となる知識・<sup>えいち</sup>叡智・教養の再構築が重大な課題となつており、こうした中で、学際的・統合的・<sup>ふかん</sup>俯瞰的な学術体系の構築を図る「知の統合」を実現するなど、従来の縦割りの学問分野を超えて、現代社会の諸課題に対応した新たな知の構築に向けた動きが提唱されてきた<sup>55</sup>。

- また、同会議の報告によれば、学問の一つの重要な特徴は普遍性であると考えられる一方で、現在の我が国の学問の動向として、大学教育の学問分野をめぐっては、専攻分野の名称が約700種類以上となっているなど専攻分野の概念が拡大し、伝統的な学問分野の境界線を越えて、時代の問題意識や社会のニーズに即して、従来の学問分野にとらわれない独自の対象が学修の主題とされることもくなっていることが指摘されており、伝統的な学問観とは異なる、新たな学問領域の確立や学際的・複合的な学問分野の増加が著しい状況となってきている<sup>56</sup>。
- このような現代社会をめぐる複雑な諸課題に対応した学問領域の流動化や学際化・複合化の動向を踏まえて、「学際的な学びに重点的に取り組む学科」においては、現代的な諸課題のうち、SDGsの実現やSociety5.0の到来に伴って生じる、複合的かつ分野横断的で、地域社会・国家・国際社会という枠組みも超えるようなボーダレスな課題に着目し、将来の国際社会及び日本社会における課題の発見・解決に資する知識及び技能の習得と、習得した知識及び技能の活用に関する思考力、判断力、表現力等の育成、また、自己の在り方生き方と国際社会及び日本社会のつながりを考えながら、社会の持続的な発展に関わり、豊かな人生を切りひらくための学びに向かう力、人間性等の涵養<sup>かんよう</sup>が期待される。
- したがって、「学際的な学びに重点的に取り組む学科」においては、当該高等学校のスクール・ミッションとスクール・ポリシーに基づき着目する社会的課題に関連した、新たな学問領域における最新の学術的知見や、複数の学問分野に関する系統的な知識及び技能、そこから再構築された統合的な知見についての構造的な理解に基づき、それらを活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を發揮させたりして、当該社会的課題を捉え思考することにより、当該社会的課題の分析や解決に資する統合的な学問分野に関する「見方・考

---

<sup>55</sup> 「日本の展望－学術からの提言2010」（平成22年4月5日日本学術会議）

<sup>56</sup> 「学士の学位に付記する専攻分野の在り方について（報告）」（平成26年9月17日日本学術会議大学教育の分野別質保証委員会）。同報告においては、大学での研究活動についても、特定のディシプリンの発展の道筋に沿って推進される研究活動と、現実社会の課題を対象として幅広い多様なディシプリンの知的貢献の上に推進される研究活動を対比させ、現代社会においては後者の重要性が高まっているとする議論が存在すると指摘している。

え方」を鍛えていく最先端の学びを実現することとなる。

（「地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科」において育成を目指す資質・能力と学びの姿）

- 我が国においては出生数の減少が急速に進んでおり、令和元年には 86.5 万人と統計調査以来初めて 90 万人を下回り、「86 万ショック」とも呼ぶべき状況となつた。人口減少・少子高齢化に伴つて、生産年齢人口（15～64 歳人口）は、平成 26 年から令和元年までの 5 年間で 7,785 万人から 7,507 万人へと 278 万人減少しているところ、特に東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）を除く地方において生産年齢人口の減少が著しく、5,475 万人から 5,186 万人へと 289 万人減少している<sup>57</sup>。

人口減少・少子高齢化に伴つて生じる様々な社会的・経済的な課題が、特に地方部において深刻なものとなっている現代において、地域社会の持続可能性を高めることは、将来にわたつて活力ある日本社会を実現していくために大変重要な政策課題となっている。

- 高等学校は持続的な地方創生の核としての機能をも有する機関であり、特に「地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科」においては、地域における人材育成の中心的機関として、地域社会に根差し、地域の課題や魅力に対応した学びに取り組むことが求められる。
- こうした地域社会の現状を踏まえて、「地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科」においては、現代的な諸課題のうち、高等学校が立地する地元自治体を中心とする地域社会が様々な課題と魅力を有していることに着目し、地域社会の歴史や現状に関する理解を深め、地域社会における課題や魅力の発見・課題解決に資する知識及び技能の習得と、習得した知識及び技能の活用に関わる思考力、判断力、表現力等の育成、また、自己の在り方生き方と地域社会のつながりを考えながら、地域社会の持続的な発展や価値の創出に関わり、豊かな人生を切りひらくための学びに向かう力、人間性等の涵養<sup>かんよう</sup>が期待される。
- したがつて、「地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科」においては、地域社会が有する交流や活動のネットワークを最大限に活用して事例研究やフィールドワーク等を行うことにより、当該高等学校のスクール・ミッションとスクール・ポリシーに基づき着目する地域社会の課題や魅力、とりわけ当該地域社会がこれまで積み重ねてきた歴史や文化、産業・経済などに関する知見を基にして、地域社会における課題や魅力の発見・課題解決に資する知識及び技能を身につけ、それを活用する中で、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間

---

<sup>57</sup> 総務省「人口推計（令和元年 10 月 1 日現在）」

性等を発揮させたりして、当該地域課題を捉え思考することにより、地域社会の持続的な発展や価値の創出に資する学問分野に関する「見方・考え方」を鍛えていく実践的な学びを実現することとなる。

(「その他特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科」において育成を目指す資質・能力と学びの姿)

- 「その他特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科」に関しては、地域社会や高等学校を取り巻く状況に応じて、高等学校の設置者が設定するスクール・ミッション等に基づき、「学際的な学びに重点的に取り組む学科」及び「地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科」において育成を目指す資質・能力も参考にしながら、どのような資質・能力の育成を目指すのかを各設置者において適切に定めることが求められる。
- 「その他特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科」においては、当該高等学校のスクール・ミッションやスクール・ポリシーに基づき、「学際的な学びに重点的に取り組む学科」や「地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科」における学びの姿を参考にしつつ、新たな学問領域における最新の学術的知見に関する最先端の学びに取り組んだり、事例研究やフィールドワークなどを重視した実践的な学びに取り組んだり、また、必要に応じて義務教育段階での学習内容の定着に取り組むなど、当該学科が着目する社会的課題や当該学科における教育課題に対応する学びを実現することとなる。

(新たな学科における教育の特徴)

- 上述した新たな学科における学習を実現するためには、その教育の特徴として、高等学校学習指導要領に定める必履修教科・科目などの各学科に共通する各教科・科目の学びを基盤に置きつつ、文系・理系の類型にとらわれず、各学科において着目する社会的課題に関連する新たな学問領域又は複数の学問分野から再構築された統合的な知見に関する学びや、地域社会の課題や魅力に関連させた実践的な学びなど、学校設定教科・科目を活用して各学科において育成を目指す資質・能力に対応する学びに取り組み、特色・魅力ある教育課程を編成・実施することが求められる。
- その上で、総合的な探究の時間において、当該学科において着目する社会的課題等を踏まえた目標を設定し、その内容として目標を達成するにふさわしい探究課題を設定することが必要である。これにより、「学際的な学びに重点的に取り組む学科」においては複合的かつ分野横断的で、地域社会・国家・国際社会という枠組みをも超えるようなボーダレスな課題に、「地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科」においては、高等学校が立地する地元自治体を中心とする地

域社会の様々な課題や魅力に関連した探究活動が行われ、各学科において求められる資質・能力の育成が期待される。

- 新たな学科においては、こうした当該学校設定教科・科目、総合的な探究の時間や各教科・科目を相互に関連付けて取り組むことが適当である。また、これらの学校設定教科・科目や総合的な探究の時間を各年次にわたって体系的に開設することにより、社会との関わりの中で生徒自身が自己の在り方生き方を考えるとともに、各教科・科目等と総合的な探究の時間を往還する学習を実現していくことも期待される。
- また、生徒の学習意欲を喚起し、その可能性及び能力を最大限伸長するという高等学校教育の目的の達成に向けて先導的に取り組むことが新たな学科には求められることから、教育課程の編成に当たっては幅広く選択科目を開設し、生徒の能力・適性、興味・関心や進路希望、学習経験等に応じた主体的な科目選択を可能とする単位制による教育課程を取り入れることによって、生徒にとっての教育課程の弾力化を図ることも選択肢として考えられる。

#### (新たな学科における学びを実現するための組織体制)

- 新たな学科における学びを実現するためには、各高等学校においては、組織的かつ計画的に教育活動に取り組むことがこれまで以上に重要となり、校長をはじめ管理職やミドルリーダーがリーダーシップを発揮しながら、全教職員が協力してカリキュラム・マネジメントに取り組むことが必要となる。  
これまでの高等学校教育の振興、特色化・魅力化に向けた取組においては、管理職や教務主任・研究主任、担当教科の教師のみが担当し、その他の教科の教師は必ずしも積極的に取り組んでこなかったというような状況も一部の学校においては見受けられるところであるが、新たな学科においては学年・教科等の枠を超えた横断的・総合的な取組がこれまで以上に必要となり、当該高等学校全体において、人材や予算、時間、情報といった人的又は物的な資源を確保し、効果的に活用していくことが何よりも重要となる。そのため、国及び設置者においては、人的又は物的な資源を充実するために必要な措置を講ずることが求められる。
- 新たな学科における学校設定教科・科目の指導においては、当該教科・科目における学習内容と関連性の高い教科の免許状を有する教師が中心となって指導することが考えられるが、新たな学科における学びの特色を踏まえ、関係機関と連携・協働しながら、当該教科・科目の学習内容に関連する専門性を有する外部人材の助力を得て授業を行うことが効果的であると考えられる。
- 新たな学科の特色・魅力を生かした教育活動が行われるためには、それぞれのスクール・ミッションやスクール・ポリシーについて全教職員が共通理解を得る

必要があり、特に公立高等学校においては人事異動によって毎年度教職員が入れ替わることも踏まえて、新たに当該学科に配置される教師に対するサポートも望まれる。また、必要に応じて、校長の在籍年数を一定程度確保することや教師の公募制など、新たな学科の特色・魅力を生かした教育活動を行うための体制整備に向けた工夫も考えられる。

- また、新たな学科における取組を推進し、他の高等学校にも波及させるため、文部科学省においては、先行事例の収集・周知に取り組むとともに、高等学校間での交流を促進することが求められる。

### ③ 新たな学科における関係機関との連携・協働

- 現代的な諸課題という生きた事象を取り扱うに当たっては、教室内の学びだけではなく、実際の現場に赴いて諸課題の現状を目の当たりにしたり、最前線で課題解決に取り組む社会人の姿に学んだりすることが非常に重要である。このためには、高等学校が有する教育資源のみで対応するのではなく「社会に開かれた教育課程」の観点から、関係機関と連携・協働し、高校生の学びを社会総がかりで支えていく必要がある。
- 新たな学科においては、各学科の特質に応じて以下のような関係機関との連携・協働が行われることが想定される。
  - ・「学際的な学びに重点的に取り組む学科」においては、各社会的課題に関連する最新の知見を有する国内外の高等教育機関や国際機関、国の機関、研究機関、企業、NPO 法人等との連携・協働を実現するネットワークを構築することが有効である。これらの関係機関との間では、大学教育の先取り履修や高大連携講座の仕組みの構築、国際機関や研究機関・企業等と連携した講座の開設、社会人講師の派遣等が期待される。
  - ・「地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科」においては、高等学校が所在する地元の市町村<sup>58</sup>、高等教育機関<sup>59</sup>、企業・経済団体、社会教育機関、NPO 法人、小・中学校等との連携・協働を実現するネットワークの構築が求められ、関係機関には、フィールドワーク先としての協力や社会人講師の派遣等が期待される。
  - ・「その他特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科」においては、各高等学校の設置者が定めるスクール・ミッション等に基づく教育活動を展開するに当た

---

<sup>58</sup> 当該学科を置く高等学校の通学圏が複数の市町村で構成される場合など、各高等学校や地域の実情によっては、連携・協働する関係機関は必ずしも高等学校が所在する地元の市町村のみに限られない。

<sup>59</sup> とりわけ、地域協働学等を専攻分野とする高等教育機関との連携・協働が考えられる。

って必要な関係機関との連携・協働が求められる。

- こうした連携・協働体制を構築するに当たっては、高等学校と関係機関とのコーディネート機能を担うコーディネーターを配置することも求められる。コーディネーターは専従可能な者を配置することが考えられ、また、地域連携を担当する教師や事務職員、地域学校協働活動推進員や当該高等学校の卒業生等の外部人材が担うことも考えられる。

(「地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科」に求められる連携・協働体制)

- 特に、「地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科」においては、「社会に開かれた教育課程の実現」と「高等学校を核とした地方創生の実現」の好循環の基盤づくりという観点からの体制構築が必要となる。特に公立高等学校においては、学校運営協議会の設置が努力義務とされていることから、学校運営協議会の設置を進めることが重要である。

また、高等学校と地元の市町村、高等教育機関<sup>60</sup>、企業・経済団体、社会教育機関、NPO法人、小・中学校等の関係機関がコンソーシアムとして、一体的に合意形成を図りながら、計画的・持続的に連携・協働する体制を整備することが必要となる。コンソーシアムの構成員には、高等学校に対する単なる助言にとどまらず当事者意識を持った参画が期待される。

- その際、必ずしも新たな組織を設けることは必要なく、各高等学校や地域の実情に応じて、学校運営協議会や地域学校協働本部の活動を一体的に推進し、関係機関とのコーディネート機能を担っているものをコンソーシアムとして位置付け、高等学校を核とした地域づくりを強力に推進することも考えられる。学校運営協議会は、校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べるといった機能を有しており、また、地域学校協働本部は、多様な地域住民や団体等が参画し、地域と学校が目標を共有しながら緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進するといった機能を有している。これらが有機的に連携し、合意形成と協働活動が一体的に推進されることによって、教育課程の編成や地域資源の掘り起こし・活用、関係機関との連携・協働等に取り組むことが望まれる。

- 加えて、「地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科」においては、高等学校から地域に働きかける「高等学校におけるコーディネート機能」と、地域住

---

<sup>60</sup> 高等教育機関の側においても、地域社会との関わりが重要視されており、「地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン」（令和2年10月文部科学省高等教育局）においては「大学等が各々あるいは地方公共団体や産業界等とも連携し、高等学校との合同授業を実施する」ことが取組例として挙げられている。

民との関係を築きながら地域社会と高等学校をつなぐ「地域におけるコーディネート機能」が必要であるため、コーディネート業務を担う者を位置付けることが望まれる。その際、国及び設置者、地元自治体においては、こうしたコーディネート機能の充実に向けた適切な措置を講ずることが求められる。

## (2) 専門学科改革

- 職業教育を主とする学科を置く高等学校（以下「専門高校」という。）においては、スクール・ミッションやスクール・ポリシーの策定及びそれに基づく高等学校教育の実践に当たって、産業に関する理解を深めながら職業観・勤労観を育むとともに、技術や課題解決能力を習得させることを通して地域産業の持続的な発展を支える職業人を育成するという専門高校に期待される役割を踏まえることが必要である。

農業、漁業、製造業等の地域産業の根幹における後継者不足問題<sup>61</sup>や、技術革新・産業構造の変化、グローバル化等、社会の急激な変化に伴い、専門高校での育成が期待される資質・能力も変わってきており、今後とも大きく変わることが考えられる<sup>62</sup>。こうした中、専門高校において、地域を支える最先端の職業人育成を担っていくには、加速度的な変化の最前線にある地域産業界で直接的に学ぶことができるよう、産業界と高等学校が一体となった、社会に開かれた教育課程の推進が重要である。

- 具体的には、これまでの各都道府県教育委員会や高等学校主導の企業との連携・協働については、例えば企業等の外部講師の招へいやインターンシップ、デュアルシステム等の取組から更に進化し、経済団体等の産業界を核として、地域の産官学の関係者が一体となり、将来の地域産業界の在り方を検討し、その検討の中で、高等学校段階での人材育成の在り方を整理し、それに基づく教育課程の開発・実践を行うことが必要である。

また、実社会で働く上では多分野との連携・協働も求められることから、複数の職業教育を主とする学科を設置している高等学校<sup>63</sup>においては、それぞれの学科における専門性を高めつつも、学校としての一体性に留意しつつカリキュラム・マネジメン

---

<sup>61</sup> 総務省「労働力調査」によると、農業・林業の就業者数は平成21年244万人から令和元年207万人に減少、漁業の就業者数は平成21年20万人から令和元年15万人に減少、製造業の就業者数は平成21年1,082万人から令和元年1,063万人に減少している。

<sup>62</sup> 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（平成28年12月21日中央教育審議会答申）においては、職業に関する各教科においては、各教科の指導を通して、関連する職業に従事する上で必要な資質・能力を育み、社会や産業を支える人材を輩出してきたが科学技術の進展、グローバル化、産業構造の変化等に伴い、必要とされる専門的な知識・技術も変化するとともに高度化しているため、これらへの対応が課題として指摘されている。

<sup>63</sup> 職業教育を主とする学科を複数設置している高等学校は425校（文部科学省「令和元年度学校基本調査」）。

トを含めた学校運営を行うことにより、多分野に関する知識及び技術等の習得を目指すことも有効であると考えられる。

- これまでスーパー・プロフェッショナル・ハイスクール（SPH）等の委託研究に取り組んだ専門高校においては、委託終了後もその成果を生かし、最先端の職業教育を実践するロールモデルとしての取組の進化が期待される。

また、他の専門高校においても、こうした高等学校との連携を図ることや、最先端の職業教育を実践するに当たり、地域産業界や地元自治体と一体として行うことが重要である。そのことにより、社会に開かれた職業人育成のための教育課程の推進、地域を支える職業人材の持続的な育成、ひいては、地域産業界の持続可能な活性化が期待される。

- こうした最先端の職業教育を行う上では、企業と一体となった教育課程とともに、教師の資質能力の向上と施設・設備の充実が絶えず図られなければならない。教師の資質能力の向上のためには、個々の教師が、実社会において求められる知識及び技能が絶えず変わることを意識して、継続的に新しい知識及び技能を学び続けていくことが必要であるとともに、高等学校においてもより多様な知識及び経験を持つ外部人材との連携を強化し、当該人材を取り入れることにより、社会のニーズに対応した高い教育力を持つ高等学校となることが必要である。

施設・設備の充実には、教育委員会等の学校の設置者による計画的な整備、そしてそれを支える国や地方公共団体における財政的措置の充実が重要である。加えて、産業界と連携・協働し、地元企業等の施設を実習をはじめとする学びの場として活用することや、ふるさと納税等も活用した様々な工夫による地元ニーズに合った最先端の施設・設備の整備も考えられる。

- また、専門高校を卒業後に大学や専門学校等に進学する生徒も少なくない<sup>64</sup>ことから、地域産業界を支える実践的な職業教育を中心としつつも、高等教育機関等と連携・協働し、先取り履修等の取組を推進することも考えられる。また、地域産業界、行政が一体となって考える地域の将来構想においては、専攻科制度の活用や高等専門学校への改編も視野に入れた、必ずしも3年間に限らない教育課程の開発・実施や、高等教育機関等と連携した一貫した教育課程の開発・実施の検討も考えられる。

- なお、専門高校の教育の実態については、中学生、その保護者、教師等の関係者の中で十分に理解されていないとの指摘もあり、中学生の自律的・主体的な進路選択及び高等学校における学びの充実の観点からも、専門高校の教育内容、最先端の学びを

---

<sup>64</sup> 平成31年3月に専門高校を卒業した者について、大学等への進学が20.8%、専修学校等への進学が22.4%、就職が53.9%となっている（文部科学省「令和元年度学校基本調査」）。

主体的に行っている生徒の実像についての発信強化を行うことにより、専門高校や産業に対する理解、興味・関心を高めることが望ましい。文部科学省や地方公共団体においては、産業界の関係団体とも連携して、魅力発信を進めることが必要である。

- 専門学科については、職業教育を主とする学科以外にも、特定の分野における専門的な人材の育成や、普通教育に関する教科・科目のうち高度な内容のものを履修させるものとして、理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係、その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科<sup>65</sup>が設けられている。これらの学科においては、学問の高度化や専門化を踏まえ、一人一人の生徒の進路に応じた多様な可能性を伸ばすために、高度かつ専門的な科目の教育を行うこととなっている<sup>66</sup>。

こうした専門学科においても、スクール・ミッションやスクール・ポリシーに基づく教育を学校・学科全体で実現することが必要であり、当該専門分野の教科・科目を中心に据え、教育課程全体を構造化し、高度で特色ある教育を一層進めていく必要があるが、今後、理数や国際関係に関する学科など普通教育に関する教科・科目のうち、高度な内容を取り扱う学科については、「普通教育を主とする学科」の枠組みに統合することについて将来的な課題として検討が必要である<sup>67</sup>。

### (3) 新しい時代に求められる総合学科の在り方

- 総合学科については、各学科に共通する必履修教科・科目等に加えて「産業社会と人間」を原則として1年次に履修することや、多様な開設科目から科目選択が可能であること、単位制による課程を原則とすることなどがその特徴として挙げられ、これらを通じて、生徒の自己の進路への自覚を深め、生徒の個性を生かした主体的な学習を促す教育活動が展開してきた。
- 近年の技術革新に伴い、産業界で必要な専門知識や技術が日々変化している現代においては、特定の専門分野のみならず様々な分野に関する知識・技術が求められる。

---

<sup>65</sup> その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科の実例として、「探究」の名前を冠した学科などが設けられている例がある。

<sup>66</sup> 専門教育とは、専門的な知識及び技能を修得させる教育をいうが、法制定時と比較すると、①従来のような職業に直結するだけでなく、理数等も専門教育に関する科目に属するものとされており、また、②普通教育に関する科目であっても、学問の高度化や専門化に伴って、生徒の将来の進路に応じた相当専門的な科目の教育となっていることから、現在においては、普通教育に関する教科・科目のうち、高度な内容のものを履修することも専門教育に含まれると解される。

<sup>67</sup> なお、職業教育を主とする学科においても、農林漁業の6次産業化等の産業構造の変化に応じて、各産業と学科、当該学科における教育課程の関係性や、総合学科との関係性などについても将来的な課題として検討することが考えられる。

総合学科において自分とは異なる興味・関心を持つ生徒と共に多様な科目を履修することで、自分の進路を見つめ直しつつ、多様な分野に関する知識及び技能や異分野と協働する姿勢といった、これからの中の時代に求められる資質・能力を育成することが期待されている。

- また、地方部の高等学校においては、生徒が自宅から通学可能な唯一の高等学校として、生徒の多様なニーズに応えるための役割が期待されるものもあり、多様な科目開設が可能な総合学科として教育活動を展開することも考えられる。
- 多様な開設科目という総合学科の特徴を生かすためには、科目選択が生徒の主体性に基づいて行われる必要があるが、そのためには授業を通じて、生徒の目的意識や将来への自覚を高める必要がある<sup>68</sup>。
- このため、総合学科の原則履修科目となっている「産業社会と人間」を核として、他の教科等とのつながり及び2年次以降の学びとの接続を意識したカリキュラム・マネジメントを行い、教育課程を編成することが必要である。また、3年間の授業を系統的に実施する上では、卒業年次に課題研究を行うなどの取組も有効である。
- 一方で、多様な科目が開設されるという総合学科の強みは、担当教師の負担感が大きくなることにもつながりかねない。学校における働き方改革を推進していく中において多様な科目開設を実現するための仕組みが不可欠であり、自校では開設できない科目について、ICTの活用を伴った各高等学校のネットワーク化によって他の高等学校の科目を履修して単位認定する仕組みの活用<sup>69</sup>や、外部人材や地域資源の活用を推進することも必要である。
- また、総合学科の特色を生かした教育活動を展開するためには、総合学科の理念やシステムに関する教職員の理解が求められるところ、特に公立高等学校においては人事異動によって毎年度教職員が入れ替わっていることも踏まえ、新たに総合学科を担当する教師に対する支援が必要である<sup>70</sup>。

---

<sup>68</sup> 文部科学省「総合学科、学校設定科目『産業社会と人間』に関する調査」（平成21年5月）によると、総合学科を置く学校のうち59.2%が「生徒が目的意識や将来の進路への自覚を持っていないため、主体的な科目選択を行わせることが難しい」と回答している。

<sup>69</sup> 「高等学校における遠隔教育の在り方について（報告）」（平成26年12月8日高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議）において「総合学科においては、多様な選択科目を開設することで、生徒の個性を生かした主体的な選択が可能となっているが、これらの学校においても、遠隔教育を導入することで、他地域の様々な専門性のある教員から学ぶ機会を得ることができるなど、より多様な学習機会を得ることが可能となる」と提言されている。

<sup>70</sup> 総合学科を置く学校のうち77.0%が「産業社会と人間」を指導する教員の負担感が強いと回答しており、その具体的な理由として、人事異動により指導方針や指導内容のねらいなど「産業社会と人間」の理念の継承が難しいこと等が挙げられている（平成23年度高

例えば、教育委員会の指導主事によるアドバイス、学校内における主幹教諭や指導教諭、主任等による指導力向上のための取組といったいわゆるOJTや、校内研修、教育委員会等が実施する集合研修などをバランス良く組み合わせた取組が求められる。

---

等学校教育改革の推進に関する調査研究事業「総合学科の在り方に関する調査研究報告書」)。

## **第4章 定時制・通信制課程等における多様な学習ニーズへの対応と質保証**

### **1. 定時制・通信制課程等における多様な学習ニーズへの対応**

- 高等学校の定時制・通信制課程は、勤労青年のみならず、学習時間や時期、方法等を自ら選択して自分のペースで学ぶことができるという特長を生かして、特定の職業分野等に関する知識及び技能等を重点的に学ぶことを希望する生徒、スポーツや文化活動、芸能活動等に特に力を入れている生徒など柔軟な形の学びを求める生徒や、全日制課程の中途退学者や不登校経験がある生徒、外国籍の生徒、精神疾患や発達障害など特別な配慮を必要とする生徒、非行・犯罪歴を有する生徒など、多様な生徒を受け入れてきた<sup>71</sup>。
- こうした中で、定時制・通信制課程では、多様な生徒が入学している実態にきめ細かく対応し、個々の生徒の状況に応じた学習活動や日々の生徒指導、教育相談、将来を見通した進路指導など、多様な生徒の学習形態や進路希望に対応した教育活動が行われているところである。平成30年度文部科学省委託事業「定時制・通信制課程における多様なニーズに応じた指導方法等の確立・普及のための調査研究」の報告書(平成31年3月 全国定時制通信制高等学校長会)では、①不登校生徒、中途退学を経験した生徒のニーズ、②特別な支援を必要とする生徒のニーズ、③外国籍生徒、日本語の指導が必要な生徒のニーズ、④経済的に困難を抱える生徒のニーズ、⑤非行・犯罪歴を有する生徒のニーズ<sup>72</sup>、の5つに分類した上で、各ニーズに応じた特色ある取組を整理・分析している。
- このような多様な生徒への指導方法は、決して一様なものではなく、生徒の実態に応じたきめ細かな対応が求められるものであり、これまで各高等学校の現場においては、教職員の弛まぬ努力の下で、一人一人の生徒が高等学校卒業後にも希望を胸に前に進んでいくことができるよう、創意工夫に満ちた取組が日々実践されている事例も少なくない。また、各都道府県教育委員会においては、中途退学者や不登校経験がある生徒等を主に受け入れる高等学校や、いわゆる昼夜開講制の定時制課程を置く高等学校などを設置して、生徒の多様なニーズに対応した高等学校教育の実現を図って

---

<sup>71</sup> 定時制課程の生徒について、昭和57年度においては68.4%が正社員であったが、平成28年度においては2.2%と減少している。通信制課程の生徒についても、昭和57年度においては61.3%が正社員であったが、平成28年度においては6.3%と減少している。

平成28年度において、不登校経験がある生徒が定時制課程では39.1%、通信制課程では48.9%となっており、外国籍又は日本語を母語としない生徒が定時制課程では6.6%、通信制課程では2.8%、特別な支援を必要とする生徒が定時制課程では20.1%、通信制課程では11.8%となっている(平成29年度文部科学省委託事業「定時制・通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究報告書」)。

<sup>72</sup> 少年院における矯正教育の一環として、高等学校通信制課程に入学又は編入学させることにより、少年院に収容された少年に対して高等学校教育の機会を付与し、出院後の進路決定や自立に向けた支援を行っている事例がある。

きたところである。

一方で、「第4章2. 高等学校通信教育の質保証方策」において後述するとおり、一部の通信制課程を置く高等学校（以下「通信制高等学校」という。）においては不適切な学校運営や教育活動が行われていることが確認されている。

- こうした状況を踏まえれば、定時制・通信制課程においては、今後とも生徒の実態や学習ニーズに応じた教育活動をより一層推進していくことが期待されるところであります、家庭・地域等と連携しながら、多様な課題を抱える生徒一人一人に寄り添った指導・支援を行い、生徒の状況に応じて、学校生活への不安を取り除き再び学びに向き合えるよう取組を進めが必要である。

そのためにも、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、日本語指導補助者等の専門スタッフの充実<sup>73</sup>や、大学、専門学校等の高等教育機関や企業、ハローワーク等との連携促進、学び直しなど補習等の支援や外部との連携・協働を行うための職員の配置促進等を更に図っていくことが望ましい。加えて、多様な学習ニーズに応じてより一層きめ細かく対応していくことができるよう、ICTを効果的に活用した指導方法等の在り方等について検討を行い、必要な方策を講じていくことが求められる。

- さらには、定時制・通信制課程は、全日制課程と同等に、初等中等教育最後の教育機関として、高校生が身に付けるべき知識及び技能や思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力、人間性等を確実に育成し、高校生一人一人の能力を最大限引き出していくことが重要である。その際には、地域や社会の実情はもとより、インクルーシブ教育システムの理念も踏まえつつ、生徒一人一人の学習ニーズを的確に踏まえた上で、各高等学校の特色に応じた学校教育活動のPDCAサイクルを確立させていくことが重要である。

（通信制高等学校と連携した少年院在院者への高等学校教育機会の提供等）

- 高等学校段階の年齢にある少年の中には、様々な事情によって罪を犯し、少年院に収容される者もいる。こうした少年に対しては、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育や社会復帰支援等が少年院において行われているところであるが、個々の少年の将来の可能性を広げ、出院後の円滑な社会復帰を更に後押しするため、高等学校での学習を希望する少年院在院者に対して、高等学校教育の機会を在院中から提

---

<sup>73</sup> 例えば、「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）」（平成29年1月教育相談等に関する調査研究協力者会議）では、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの役割の明確化や、教育相談体制の充実のための連携の在り方等について検討し、学校や教育関係者等における教育相談に関する取組の充実に資するための指針となる提言が示されている。

供するとともに、出院後も学びを継続していくための方策が求められている。

- 少年院における矯正教育は、法務大臣が定める「矯正教育課程」、各少年院が定める「少年院矯正教育課程」、「個人別矯正教育計画」に基づき<sup>74</sup>、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導を適切に組み合わせて行われている。  
そのうち、教科指導では、高等学校への復学や大学進学等を希望する者に対しては、高等学校の学習指導要領に準拠した教科に関する指導を行うとともに、当該教科指導の実施に当たっては、高等学校に在籍する在院者については在籍校及びその設置者である教育委員会と連携し、在籍校の指導カリキュラムや教材等の情報提供を受けるなどして、在院者に対し、在籍校が実施している教科の内容に応じた教科指導を実施することができるよう努めるものとされている<sup>75</sup>。
- 一方で、少年院を出院し、高等学校に復学・転入学した後には、仮に少年院で高等学校教育に相当する内容の指導を受けていても、高等学校において当該内容を改めて履修・修得しなければならず、生活のために就労が求められる生徒等にとっては、その点が負担となり、結果として高等学校の卒業までには至らない場合も見受けられる。こうした状況を踏まえ、少年院における学びを評価し、個々の生徒の学習意欲を高めるとともに、出院後の高等学校卒業に向けた学習上の二重負担を軽減する観点から、少年院における矯正教育について、復学・転入学する高等学校の校長が十分な教育効果を有するものとして認める場合には、当該高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を付与することを可能とする措置が求められる。

(単位制課程の特徴を生かした教育活動の充実)

- 定時制・通信制課程のほか、全日制課程においても学年による教育課程の区分を設けない単位制課程が認められており、多様な生徒に対して高等学校教育の機会確保のための取組が行われている。一方で、一部の単位制課程を置く高等学校においては、学年による教育課程の区分を設けているかのような取組を行っている事例<sup>76</sup>もあるところであり、生徒が多様な科目を選択履修することを可能にするという制度趣旨を踏まえた特色・魅力ある教育を行うとともに、その内容を入学希望者や在学生、その保護者、地域社会等と広く共有するため、積極的に情報公開を進める必要がある。

---

<sup>74</sup> 少年院法（平成 26 年第 58 号）第 30 条、32 条及び 34 条

<sup>75</sup> 文部科学省においては「高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）」（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 文科初第 1784 号）のとおり、少年院の矯正教育における高等学校に準ずる教科に関する指導が適切に行われるよう、高等学校学習指導要領の改正の際に通知している。

<sup>76</sup> 学年制を採用しているかのような教育課程表を作成・運用している学校や、学年の枠を超えた選択科目が設定されていない学校、生徒による科目選択の幅が極端に狭く限られた範囲でしか選択履修が許容されていない学校などが見受けられる。

## **2. 高等学校通信教育の質保証方策**

- 通信制高等学校は、教育基本法、学校教育法、高等学校学習指導要領、高等学校通信教育規程等の関係法令を当然に順守するとともに、ガイドライン<sup>77</sup>をしっかりと踏まえた上で学校運営や教育活動を実施することが求められる。
- これまでのガイドラインの策定及び周知や点検調査等の取組により、学校運営や教育活動の改善に向けた取組が浸透する一方で、いまだに不適切な学校運営や教育活動を行っている学校も少なからず見られるところである。
- 例えば、広域の通信制の課程を置く高等学校（以下「広域通信制高等学校」という。）に対する点検調査では、以下のようないい事例が確認されている。
- ・ 100人を超える生徒に対し、教師が1名で面接指導を実施する事例
  - ・ 生徒が独自に行ったアルバイトを特別活動の時間としてカウントする事例、特別活動を年間指導計画に位置付けていない事例
  - ・ 試験の実施を面接指導の時間数としてカウントしたり、試験を1科目20分で行ったりする事例
  - ・ 多様なメディアを利用して行う学習の成果物に対する学習評価がなされていない事例
  - ・ 4泊5日の集中スクーリングにおいて、8時10分から1限目が始まり、21時30分に13限目が終わるという、1日に50分の面接指導を13コマも実施することとしている事例
  - ・ 6月に4泊5日の集中スクーリングを実施し、年間の添削指導が全て終えていないにもかかわらず、年間の面接指導及び試験を全て行うこととしている事例
  - ・ サテライト施設に所属する生徒の教育活動をサテライト施設任せとする事例
  - ・ サテライト施設において、担当教科・科目的教師によらない指導又は学習支援の時間を、当該教科・科目的面接指導の時間数としてカウントする事例
  - ・ 法令上義務付けられている自己評価の実施及び公表がなされていない事例
- 加えて、ワーキンググループでの審議においては、「面接指導以外の教育活動にも相当な時間を充てているという実態がある一方で、教職員は5名以上でよいという基準や、施設設備が必ずしも十分とはいえないことから、広域通信制の教育環境を整えるために、生徒のためにも、通信制の設置基準をその実態に合わせて全日制のようにすべきではないか」、「他の都道府県で認可されている通信制高等学校のうち、サテライト校が設置されている地域が、その設置について何も意見を言えないという点については、国全体で規則を作るべきではないか」、「広域通信制の面接実施施設について、

<sup>77</sup> 「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（平成28年9月文部科学省。平成30年3月一部改訂）

認可基準の緩やかな都道府県ではマンションの一室で行われるようなこともあるため、基準を統一することにより教育の質が保たれるのではないか」といった意見が挙げられた。

- 以上のような現状の課題等を踏まえ、高等学校通信教育の質保証を徹底するべく、  
①教育課程の編成・実施の適正化、②サテライト施設の教育水準の確保、③多様な生徒にきめ細かく対応するための指導体制の充実、④主体的な学校運営改善の徹底、の4つに分けて対応方策を整理し<sup>78</sup>、高等学校通信教育規程の改正などの対応を講じる必要がある。また、これらについては早急に対応が必要であることから、令和4年度から各通信制高等学校において取組が講じられるよう、必要な措置を講じることが必要である。

#### (1) 教育課程の編成・実施の適正化

- 面接指導は、これから時代に求められる資質・能力を育むために欠かすことのできない指導であり、高等学校通信教育の特質や今後職業的自立を目指していく中学校卒業後の段階の生徒が相当数在籍している実態等に鑑みれば、添削指導や試験との相互の関係も踏まえながら、その意義及び役割が的確に發揮されるよう計画的かつ体系的に実施すべきものである。

そのため、高等学校通信教育を実施するに当たっては、各年度における添削指導の年間計画、面接指導の年間計画とその実施予定内容、多様なメディアを利用した指導等の実施方法や報告課題の作成等の基本的な実施計画、試験の日程、学習成果の評価の基準等を記載した体系的な計画として「通信教育実施計画」（仮称）を策定し、あらかじめ、生徒や保護者に対して明示することが適當である。

- その上で、教育課程の編成・実施や「通信教育実施計画」（仮称）の策定に当たり、関係法令やガイドライン等の独自の解釈により恣意的な運用が行われることを防ぐため、ガイドラインの改訂等により、以下の点を明確にすることが適當である。
  - ・ 面接指導は、全日制課程及び定時制課程の「授業」とは異なるものであり、個人差に応ずる指導の徹底を図ることが求められるものであり、そうした個別指導の原則<sup>79</sup>を踏まえ、それまでの添削指導を通して明らかとなった個々の生徒のもつ学習

---

<sup>78</sup> 通信制課程の在り方については、「通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議」において検討を進めているところ、ワーキンググループではその検討状況を踏まえながら対応方策を整理した。

<sup>79</sup> 本資料で指摘する「個別指導の原則」は、個々の生徒を分断する趣旨のものでは決してなく、生徒の学習の進捗を十分に把握した上で、添削指導を通して明らかとなった個々の生徒のもつ学習上の課題を十分考慮しながら、学校教育として当然に求められる、教師から生徒への対面指導、生徒同士の関わり合い等を通じて行われる指導であることに留意しなければならない。「通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議」に

上の課題を十分考慮しながらきめ細かな指導が行えるよう、少人数で行うことを基幹とすること<sup>80</sup>。

- ・ その上で、面接指導は、高等学校学習指導要領に規定される各教科・科目等の目標及び内容を踏まえ、計画的、体系的に指導することが必要であること。とりわけ、特別活動や総合的な探究の時間においては、不適切な運用も多く見受けられることから、その目標及び内容に改めて留意した上で適切な学習活動を行うこと。
- ・ 面接指導を集中スクーリングとして実施する場合には、全日制課程では 1 日当たり 6 単位時間程度の授業を実施する学校が多いことも踏まえ、生徒及び教師の健康面や指導面の効果を考慮して、例えば 8 時 30 分から 17 時 15 分までとしたり、多くとも 1 日当たり 8 単位時間までを目安に設定したりするなど、1 日に実施する面接指導の時間数を適切に定めること。
- ・ 多様なメディアを利用して行う学習により面接指導時間数を免除する場合には、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないよう、免除する時間数に応じて報告課題の作成等を求めるなど、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を十分に確保する方策を講じること。その際、通信制課程に在籍する生徒の多様な状況に留意しつつ、学習評価において、観点別学習状況の評価が可能となるよう報告課題の作成等を求ること。
- ・ 試験は、添削指導及び面接指導の内容と十分関連付けて行うよう配慮した上で、添削指導や面接指導における学習成果の評価とあいまって、単位を認定するために個々の生徒の学習状況等を測るための手段であることから、試験に要する時間及びその時期を適切に定める必要があること。そのため、例えば、1 科目 20 分で実施することや、学期末以外の時期に行われる集中スクーリングにおいて試験を実施することなどは適切ではないこと。

---

においては、面接指導とは、高等学校通信教育の基幹的な部分であり、直接教師の指導を受けるとともに、集団の中で協働的な学びを実現する場で提供するもので、生徒の人間形成の面において極めて重要な意義をもつ指導方法であることや、面接指導の実施に当たっては、個人差に応ずる指導の徹底を図ることが求められるものであり、それまでの添削指導を通して明らかとなった個々の生徒のもつ学習上の課題を十分考慮しながらきめ細かな指導を行うものであることなど、歴史的な経緯及びこれからの時代に求められる資質・能力を踏まえながら面接指導の意義及び役割を整理している。

<sup>80</sup> 同時に面接指導を受けるに当たり望ましい生徒数は、各教科・科目等の特質に応じても異なるものと考えられるところであり、各高等学校において学校や生徒の実態等を踏まえながら面接指導の意義及び役割を十分に發揮できる人数を適切に設定することが考えられる。なお、全日制課程及び定時制課程では、高等学校設置基準（平成 16 年文部科学省令第 20 号）第 7 条の規定により、同時に授業を受ける一学級の生徒数は 40 人以下とされていることを踏まえれば、個別指導が重視される通信制課程では、同時に面接指導を受ける生徒数は、多くとも 40 人を超えない範囲にすべきものと考えられる。

## (2) サテライト施設の教育水準の確保

- 通信制高等学校には、その本校（以下「実施校」という。）とは別に、面接指導や添削指導のサポート等を実施するためのサテライト施設を展開するものが多く存在しているが、その中には、いまだに高等学校通信教育を担うに適當と考えられる教育環境が確保されているか疑わしいものも存在する<sup>81</sup>。
- そのため、こうした広域通信制高等学校の展開するサテライト施設の教育環境が適切に確保されるよう、サテライト施設が実施校との取決めに基づき行う活動について、実施校としての責任の下で行われるものであることを明確にすることが適當であると。さらには、その責任を全うするために、例えば実施校が各サテライト施設に対する実地調査を含めた実態調査や連絡会議等を定期的に実施すること等により、各サテライト施設における高等学校通信教育に関連する活動状況を把握・管理することが当然に求められるものであることを明確にするとともに、実施校の責任の下で、各サテライト施設において連携して実施する教育活動等の基本的な状況に関する情報開示を義務付けていくことが求められる。
- また、サテライト施設のうち面接指導や試験等を実施する施設（以下「面接指導等実施施設」という。）については、所轄する都道府県の設置認可を受けることが必要となるものの、都道府県において独自の設置認可基準を設けているところもあれば、そうでないところも存在しており、面接指導等実施施設に求められる教育環境の水準は都道府県によって差異があるものとなっている。さらには、所轄の都道府県の区域を越えて、全国に多数の面接指導等実施施設が展開される場合には、行政指導が必要な箇所の発見が実質的に困難な状況となっている。
- こうした課題を踏まえれば、国において、面接指導等実施施設が、高等学校通信教育を担うに適當と考えられる環境を確実に担保するため、面接指導等実施施設に求められる共通の基準について、必要な措置を講じることが求められる。その際、面接指導等実施施設を実施校・分校及び協力校のほかに設置する場合には、実施校と同等の教育環境が備えられることにより、高等学校教育として必要な教育水準が確保されることが適當である。

なお、こうした共通的な制度基盤の上で、先に述べた情報開示の義務付けを通じて確認することが可能となる各サテライト施設での教育活動等の基本的な状況に関する情報等を活用することにより、所轄の都道府県の区域を越えて設置される面接指導等実施施設についても、当該面接指導等実施施設の所在する都道府県が、当該面接指

---

<sup>81</sup> 点検調査で確認される事例のほかにも、例えば、令和元年度には、一部の広域通信制高等学校のサテライト施設において、学期が始まって2か月以上も教科書や添削課題等が生徒に配られておらず、添削指導の計画的な実施に支障が生じていたことが報道により明らかとなった事例も見受けられた。

導等実施施設を展開する広域通信制高等学校の所轄庁に一層の連携・協力を行うことが可能となり、当該面接指導等実施施設の生徒に不利益が生じないような適切なサポートを図ることも考えられる。

### (3) 多様な生徒にきめ細かく対応するための指導体制の充実

- 通信制高等学校は、戦後、勤労青年等に高等学校教育の機会を提供するものとして制度化され、高等学校教育の普及と教育の機会均等の理念を実現する上で大きな役割を果たしてきた。一方で、近年では、高等学校に進学する生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等が多様化する中で、学習時間や時期、方法等を自ら選択して自分のペースで学ぶことができるという通信制教育ならではの特長を生かして、勤労青年等のみならず、多様な入学動機や学習経験を持つ生徒に対して教育機会を提供するものとなってきている。
- 通信制高等学校の年齢別生徒数を見ると、5月1日時点で15歳から18歳の生徒数が全体の生徒数に占める割合は、学校基本調査に基づけば、昭和60年度では49.7%だったのが、令和元年度では81.9%となっており、通信制高等学校の生徒層の若年化が進んでおり、中学校卒業後に通信制高等学校に入学する者が増えているものと考えられる。また、入学する生徒の実態としても、不登校や中途退学経験者、特別な支援を要する生徒、帰国生徒・外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒等、様々な困難や課題を抱える生徒等も数多く受け入れている状況が明らかとなっている。
- こうした在籍生徒が若年化・多様化している実態を踏まえ、ガイドライン改訂等により養護教諭等の適切な配置に努めること等を明確にするとともに、「第4章1. 定時制・通信制課程等における多様な学習ニーズへの対応」での検討も踏まえ、専門スタッフの充実や、関係機関との連携促進等を更に図っていくことが望ましい。
- さらには、きめ細かな指導・支援等を実現するため、「第4章2.（1）教育課程の編成・実施の適正化」で検討したとおり、面接指導は本来的には個別指導を原則とする趣旨を踏まえた上で、そのような面接指導を実施できる教育環境を整備するために教諭等を適切に配置することが適當である。その際には、生徒数に応じた具体的な教諭等の人数をガイドラインに明記する等の措置を講じることも考えられる。

### (4) 主体的な学校運営改善の徹底

- これまでのガイドラインの策定及び周知や点検調査等の取組により、各通信制高等学校において学校運営や教育活動の改善に向けた取組が浸透する一方で、いまだに不適切な学校運営や教育活動を行っている学校も少なからず見られるところである。また、学校教育法及び学校教育法施行規則に基づき、自己評価の実施及び結果公表が義

務付けられ、学校関係者評価の実施及び結果公表に努めることとされているところ、生徒がより良い教育活動等を享受できることとなるよう、学校評価の実施・公表を通じて学校運営改善に主体的に取り組む学校がある一方で、当該法令を踏まえた取組が必ずしも十分でない学校もいまだに見受けられる<sup>82</sup>。

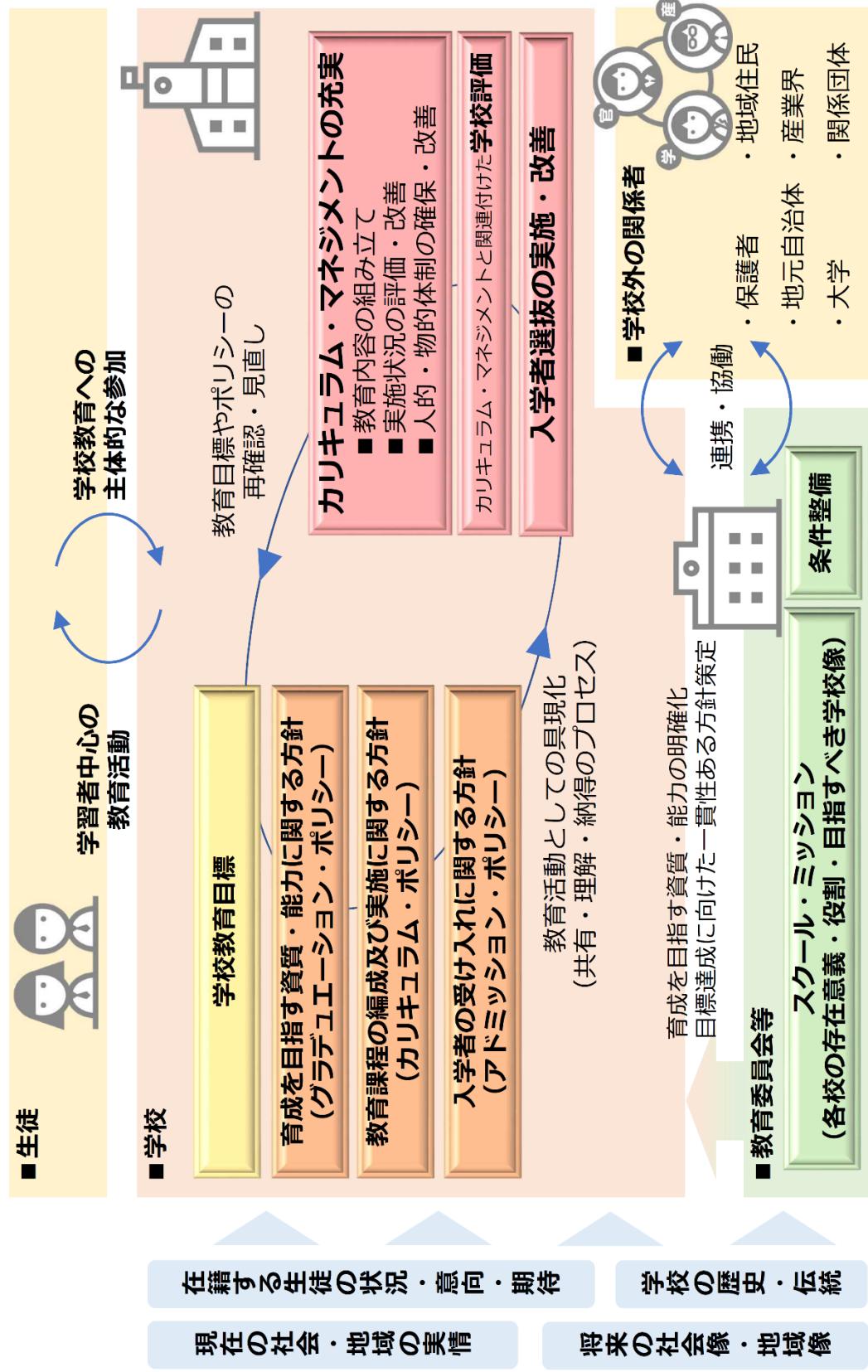
- こうした現状を踏まえ、関係法令やガイドライン等について、不適切な解釈が生じることのないよう、改善を図るべき事項を具体的かつ明示的に示すため、ガイドラインの更なる改訂等を行うことが必要である。また、ガイドラインを踏まえた主体的な学校運営改善を推進する観点から、まずもって法令上求められる学校評価の実施及び結果の公表を徹底するとともに、ガイドラインを踏まえた共通のフォーマットに基づく自己点検の実施及び結果の公表を求めることが適当である。その際には、国においては、その共通のフォーマットとして、自己点検項目や自己点検基準等を整理した「自己点検チェックシート」（仮称）の策定を行うことが考えられる。さらには、学校運営や教育活動の更なる適正化を図る観点から、外部の専門家を中心とした評価者による第三者評価の活用を促進していくことが考えられる。
- 加えて、公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図るために、高等学校通信教育の特性も踏まえ、実施校の責任の下で、面接指導等実施施設ごとに、教師に関することや、入学者数、卒業生の進路状況及び中途退学者等に関すること、教育課程に関すること、施設及び設備その他の教育環境に関すること、教師一人当たりの生徒数など、通信制高等学校の教育活動の基本的な状況について、情報の公開を各通信制高等学校に義務付けることが考えられる。  
さらには、こうした基礎情報も参照しながら、各通信制高等学校間で一層の連携を図り、各学校が互いによりよい通信教育を研究しながら、高等学校通信教育の質を確保・向上していくため、通信制高等学校や所轄庁等を対象とした研究協議会等の場を設けることも求められる。
- また、上記の高等学校通信教育の質保証を徹底していくことに加え、高等学校通信教育の好事例の創出・共有を図ることも重要である。近年の情報通信技術の急速な進展に伴い、高等学校通信教育の質を飛躍的に向上させ得るような、ICTを基盤とした先端技術を効果的に活用した新しい学びの形が生まれてきていることを踏まえれば、国においては、ガイドラインに準拠する通信制高等学校を対象として、ICTを基盤と

---

<sup>82</sup> 文部科学省「広域通信制高校に関する実態調査結果について（概要）【確定値】」（平成28年9月27日）によれば、広域通信制高等学校の学校評価の実施状況（平成27年度実績）は、自己評価を実施・公表する学校が45%、学校関係者評価を実施・公表する学校が19%、第三者評価を実施・公表する学校が16%となっている。また、近年でも、個別の点検調査を通じて、自己評価の実施・公表が行われていない学校も一部に見られた。

した先端技術を効果的に活用し、新しい時代の高等学校通信教育の指導方法の研究開発に向けた実証研究を実施することが適當であると考えられる。

## スクール・ミッション及びスクール・ポリシーに基づく教育活動の実施・改善(イメージ)



## 高等学校におけるスクール・ポリシーの策定手順の例

### (1) スクール・ポリシー策定の中心となる組織の特定

- ・スクール・ポリシーの策定に当たっては校長がリーダーシップを発揮することが重要であり、組織的に対応していくことが求められる。スクール・ポリシーを策定することのみを目的として校内組織を立ち上げることは必ずしも要せず、既に置かれている校内組織の活用や、既存の校内組織の見直しを行ながら検討を進めることが想定される。

### (2) スクール・ポリシー策定に係るプロセス及びスケジュールの確定

- ・策定の中心となる組織を特定した後は、学校内外の調整を含めてどういった工程で策定・公表までの検討作業を進めるのかについて具体的に決めることが必要である。

### (3) スクール・ポリシー策定に当たって踏まえるべき情報の整理

- ・教育基本法や学校教育法、学習指導要領等の関係法令、スクール・ミッション、学校教育目標、これまでの当該高等学校における取組、生徒の状況や進路希望、地域の実情等を整理し、教職員間で共有する。
- ・生徒の状況や地域の実情等については、生徒を対象としたアンケートや保護者アンケート、学校運営協議会の場でのやり取り等を通じて既に入手・整理されているものも含まれる。

### (4) スクール・ポリシーの案の作成及び教職員間での協議

- ・整理された関係情報を踏まえて、校内組織において育成を目指す資質・能力に関する方針（仮称）、教育課程の編成及び実施に関する方針（仮称）、入学者の受入れに関する方針（仮称）の順に案を作成する。
- ・校内組織において作成された案を基に、職員会議等を活用して全教職員が参画可能な形で精査を行う。

### (5) 生徒や保護者等の学校外の関係者との対話

- ・ホームルーム活動や生徒会活動等の場において、学校教育の中心である生徒に対してスクール・ポリシーの案を提示し、生徒が自らの学校生活を振り返るとともに、学校生活を通じて身に付けたい資質・能力について主体的に考える機会を設ける。

- ・学校運営協議会等の組織において、地域住民や保護者等の学校外の関係者に対してスクール・ポリシーの案を示し、地域社会から学校に対する期待することや、学校教育活動を推進する上でどんな連携・協働が可能かなどについて話し合う機会を設ける。

(6) スクール・ポリシーの策定

- ・生徒や学校外の関係者から聴取した意見を踏まえて、校内組織で再検討を加えた上で、最終的に校長がスクール・ポリシーを決定する。

(7) スクール・ポリシーの再確認・見直し

- ・スクール・ポリシー策定後も、固定的に捉えるのではなく、絶えず振り返り、教育活動の評価や生徒の状況を踏まえて、必要に応じてスクール・ポリシーの見直しを行う。